

会計基準設定プロセスに対する 国際的資本市場の影響に関する研究

(課題番号09630130)

平成9年度～平成10年度

科学研究費補助金 基盤研究(C) (2)

研究成果報告書



平成11年3月

静岡大学附属図書館



030850355 6

研究代表者 佐藤 誠二

(静岡大学人文学部教授)

は し が き

近年、企業の事業活動と証券投資のグローバル化が進展し、かつ、IOSCO（証券監督者国際機構）と IASC（国際会計基準委員会）との合意に基づく IAS（国際会計基準）の世界標準化の動きを背景にして、英米流の資本市場を指向した会計制度への再編、再構築、いわゆる「会計基準の国際的調和化」が世界各国で進行しているのは周知のところである。特に、IOSCO の要請する IASC による主要な IAS の改訂作業も完了し、また、我が国を別として、世界の主要な証券取引所が IAS の改訂作業の完了をみこして、国外企業の上場に際し自国基準の財務諸表だけでなく、IAS に依拠して作成される財務諸表を既に承認しており、そのことから、我が国の資本市場の立ち後れと国内企業の国際的競争力が低下するのではないかという強い懸念が表明されている。ここ数年来、企業会計審議会が、IAS に対応すべく急ピッチに、連結財務諸表、連結キャッシュフロー計算書、中間連結財務諸表、研究開発費、退職給付、中間監査基準、金融商品、税効果会計等に関する意見書を相次いで公表しているのもかかる状況を踏まえてのことであろう。

しかし、そうした動向をもって、各国の会計制度が英米流の資本市場指向型ないし投資家指向型の会計制度に大きく転換しているとのみ捉えてよいのだろうか。会計制度がおおよそ社会制度として存立しているのは、投資意志決定目的に対する情報開示という側面だけでなく、それが税や配当を中心とする経済諸現象の成立に対して合意を得る上で不可欠の社会的施設であることに大きく起因している。会計制度はそれが存在している各国の社会的合意形成の在り方に応じて、それぞれ特有の「型」を有しているといつてよい。従って、今日、国際的規模で進行している会計制度の改革動向を検討する場合、それぞれの「型」を有する各国の会計制度が資本市場を指向した会計基準の国際的調和化にどう取り組み、自国の社会的合意制度としての会計制度をどう組み直そうとしているのか、この事柄の本質をただしく見極めることこそ肝要であると思われる。

本研究は、かかる問題意識をもって、90 年代に制度改革の進展しているドイツの商法会計制度を素材にして、ドイツにおいて社会的合意制度としての会計制度がどう組み替えられ、どう補強されていこうとしているのかを明らかにしようとしたものである。その場

合、ドイツと類似した会計制度の特徴を持つ我が国の会計制度の現在の改革動向とを比較研究することを絶えず念頭においている。もともと、本研究は、日独の制度比較研究を通じて、両国の制度改革の特徴と問題点を析出することを目指すものであったが、我が国の制度改革の内容に関して、その検討は現時点で十分消化し切れず、この報告書に収録するには至らなかった。その意味で、本報告書は未だ最終報告として位置づけられるものではなく、残された課題は今後に残ることになる。

さて、本報告書に収録された成果は、いずれもが平成 10 年度に学会誌等に掲載された論攷を基礎とし、全体として纏まりをつけるようにそれらに一定の補筆を試みたものである。平成 9 年度の成果については、拙書『ドイツ会計規準』（森山書店、平成 10 年 2 月）に既に収録し別途、公開済みである。なお、本報告書に収録のものには、西南学院大学、稲見享助教授との共同執筆の論攷が部分的に含まれている。その部分については、稲見氏の了解を得た上で、筆者の責任をもって加筆修正をほどこしている。本研究の過程において稲見氏には新鮮な助言を得ており、そのご協力にこの場をかりてお礼申し上げる。また、同じ研究の過程で、大学院学生の辻村良弘君には資料の整理、ワープロ入力等、お手を煩わせた。同君の協力にも感謝申し上げたい。

研究組織

研究代表者 佐藤 誠二（静岡大学人文学部教授）

研究経費

平成 9 年度 1,000 千円

平成 10 年度 500 千円

研究発表

(1) 学会誌等

「ドイツ商法における貸借対照表評価規準」

静岡大学『経済研究』2 巻 2 号、平成 9 年 9 月

「ドイツにおける会計の認識領域の拡大」

『日本会計研究学会スタディグループ報告書（中間報告）』平成 9 年 9 月

「『資本調達容易化法』によるドイツ商法会計法の改正について」(稲見亨との共著)

静岡大学『経済研究』3巻2号、平成10年10月

「ドイツ商法会計における将来予測要素の導入」

『日本会計研究学会スタディグループ報告書(最終報告)』平成10年10月

「国際資本市場へのドイツ商法会計の対応(1)」(稲見亨との共著)

『会計』(森山書店)第154巻4号、平成10年10月

「国際資本市場へのドイツ商法会計の対応(2完)」(稲見亨との共著)

『会計』(森山書店)第154巻5号、平成10年11月

「ドイツ商法会計法の構造と意義」

静岡大学『経済研究』3巻3号、平成10年11月

(2) 著 書

『ドイツ会計規準の探究』森山書店、平成10年2月

目 次

第1章 ドイツ商法会計の法システム

はじめに

第1節 「商人」の法としての商法典と会計

第2節 商法典第3編「商業帳簿」の構成

第2章 商法会計法と税法会計法との関係

～国際的調和化への対抗要因としての基準性原則～

はじめに

第1節 基準性原則の人的適用領域

第2節 基準性原則の具体的適用領域

第3章 資本市場の国際化とドイツ商法会計

～取引所法、資本調達容易化法、企業領域統制・透明化法との関連で～

第1節 商法会計法と国際化の環境要因

第2節 取引所開示規制と商法会計法

第3節 最近の商法会計法の改正動向

第4節 むすびに代えて

第4章 ドイツ商法会計法と将来予測要素

～資本市場指向の情報開示の導入の可能性～

第1節 ドイツ商法会計の保守主義的特質と将来予測情報の開示

第2節 会計上の認識と測定に関する基本的枠組

第3節 将来予測に対する新しい会計課題

第4節 最近の商法会計法の改正と将来予測の導入

第5章 商法会計法の資本市場指向の改正

～「資本市場容易化法」の成立に関連して～

はじめに

第1節 「資本調達容易化法」における商法改正の内容

第2節 「資本調達容易化法」の立法理由

第3節 今後の商法改正の動向に関して



第1章 ドイツ商法会計の法システム

はじめに

ドイツの会計制度の特徴は、伝統的に実定法支配のもとに適法＝適正の論理が存在する点にある。実定法にもられた会計法 (Bilanzrecht, accounting law) が重視され、この会計法を遵守することをもって会計の適正性も保持されると考えられている。この点は、「法形式」よりも「経済的実質」を優先させて会計の適正性を求める英米の会計制度と大きく異なっている。その場合、ドイツでは例えば以下のような各種実定法 (準則、法規命令も含む) が会計法を含んでいる。それらは個々に無秩序に存在するのではなく、商法典における会計法 (以下、商法会計法) と相互に関連を有して全体として、ひとつの法体系 (Rechtssystematik) を形成している点も、ドイツ会計制度のひとつの特徴である。

商法典 (Handelsgesetzbuch, HGB)

株式法 (Aktengesetz, AktG)

有限会社法 (Gesetz betreffend die Gesellschaften mit Beschränkter Haftung, GmbHG)

協同組合法 (Genossenschaftsgesetz, GenG)

開示法 (Publitätsgesetz, PublG)

取引所法 (Börsengesetz, BörsG)

取引所上場認可命令 (Börsenzulassungsverordnung, BörsZulV)

租税通則法 (Abgabenordnung, AO)

所得税法 (Einkommensteuergesetz, EStG)

所得税法施行命令 (Einkommensteuer-Durchführungsverordnung, EStDV)

所得税法準則 (Einkommensteuer-Richtlinien, EStR)

信用制度法 (Gesetz über Kreditwesen, KWG)

信用機関の会計に関する法規命令 (Verordnung über die Rechnungslegung der Kreditinstitute, RechKredV)

保険監督法 (Versicherungsaufsichtsgesetz, VAG)

保険会社の会計に関する法規命令 (Verordnung über die Rechnungslegung von Versicherungsgesellschaften, RechVersV)

本章は、かかる会計法体系の中軸として位置する商法会計法を取り上げその形式面での構造を明らかにすることを第1の目的とする。その上で、商法会計法と他の会計法、特に、所得税法、取引所法との関係を問うことによって、商法会計法の位置づけを試みることに、それが第二の目的である。我が国の会計制度は商法、証券取引法、法人税法に基づく会計制度が相互に連携する、いわゆるトライアングル体制を持つ点に特質がみられているが、ドイツにおいても商法会計を中心に取引所法開示規制と所得税法会計が相互に密接な関係を持ってドイツ型の会計制度をかたちづくっている。本章ではまず、わが国の会計制度との比較論的観点を念頭におきながら、ドイツ会計制度における商法会計法の地位関係を明らかにする。ここでの考察によって、第2章以下に続く会計基準の国際的調和化に対するドイツ固有の取り組みの姿を検討する上での基礎的前提を確認しておきたい。(1)

第1節「商人」の法としての商法典と会計

1. 商法典と「商人」の帳簿記入義務

ドイツの会計制度は「商人 (Kaufmann)」のための法としての商法典を中心に展開される。そして、この「商人」の法としての商法典は、第3篇「商業帳簿」(第238条～第341h条)において、「商人」に対する会計規準を設定しているが、その冒頭に位置する商法典第238条1項が、すべての商人の帳簿記入を義務づける基本規定となっている。

商法典第238条1項は次のごとく規定する。

「すべての商人は、帳簿を記入しかつそこにおいて自身の商取引と財産の状態を正規の簿記の諸原則に従い明瞭に記載することが義務付けられる。」

では、ここでいう「商人」とはなにか。商法典第1条1項によれば、「商人」とは「商営業を営む者 (wer Handelsgewerbe betreibt)」である。この「商営業を営む者」のうち、商法典第1条2項に規定される、動産または有価証券を売買するもの等(1～9号)の営業経営を行う、すなわち基本的商業を営むものを、「必然的商人 (Mußkaufmann)」という(商法典第1条)。これに対して、基本的商業を営まないにもかかわらず、商人的に装備した営業経営を行う商人は商業登記所 (Handelsregister) への登記が必要とされ、この登記をもって商人属性が付与される。それらは「義務的商人 (Sollkaufmann)」と呼ばれる(商法典第2条)。この場合、帳簿記入義務は「義務的商人」にも存在するが、ただし、帳簿記入の発生するのは、商法典第262条に従い、商人属性の獲得後つまり商業登記所への登録後ではなく商業登記所登録の義務が発生した時点である。

ところで、商法典の諸規定は原則として農林業者に対して適用されるものでない。しか

表1 完全商人としての商法上の属性

完全商人としての属性				
形態	必然的商人	義務的商人	任意的商人	形式的商人
企業の対象	基本的商営業	その他の営業 もしくは手工業	農林業もしくは 副業	株式会社 株式合資会社 有限会社 登記済協同組合
企業の種類 及び範囲	企業の種類と範囲に応じて、商人的に装備された 営業経営が必要とされる限り			企業の種類と範囲 に依存しない
企業の登記所 登記	登記に依存し ない	義務の登記後	任意の登記後	義務の登記後

出所 Rudolf Federmann, Bilanzierung nach Handelsrecht und Steuerrecht, Ein Grundriß der
Gemeinsamkeiten, Unterschiede und Abhängigkeiten der Einzelabschlüsse mit systematischen
Übersichten und unter besonderer Berücksichtigung der Rechnungslegung von Kapitalgesell-
schaften, 8. aktualisierte Aufl., 1990, S. 56.

し、農林業者が商人的に装備された営業経営を行うか、もしくは例えば製材業や林業等の
副業を営む場合、任意に商業登記所へ登記を行うことによって商人属性を得ることができ
る。これを「任意的商人 (Kannkaufmann)」という (商法典第 3 条)。さらに、商営業を
営まないものであっても事業の法形態に基づいて商人属性は与えられる。人的商事会社お
よび資本会社は法律的に (kraft Gesetzes)、商法典の意味では常にいわゆる「形式的商人

(Formkaufmann) 」である (商法典第 6 条) 。

この商法典における商人概念として重要なのは、「完全商人 (Vollkaufmann) 」と「小商人 (Minderkaufmann) 」の区分である。種類と範囲によるその営業に商人的に装備された営業経営を必要としない小規模の商業経営を営む「小商人」は商業帳簿と帳簿記入帳義務が免除される。これに対して、「完全商人 (Vollkaufmann) 」に対してすべて、商法上の帳簿記入義務が適用される。それは、「形式的商人」たるすべての商事会社並びに商業登記所に登録されるかもしくは登録の義務づけられるすべての「商人」を含んでいる。

かくして、商法典第 238 条のいう「すべての商人」とは「商人すべて」を意味するのではなく「完全商人」ということになる。この「完全商人」は同時に「必然的商人」、「義務的商人」、「任意的商人」、「形式的商人」でもありうるというように商法上の「商人」概念は交錯した内容となっている。この関係は表 1 に示すとおりであるが、商法典では、広い意味での商営業を営む各種商人を包括した「完全商人」すべてに対して、帳簿記入義務を設定している。

2. 会社の法形態と年度決算書の作成義務

さて、営業年度の経過後には簿記書類から年度決算書が作成される。すべての商人に対するこの年度決算書の作成義務は、商法典第 242 条から明らかである。

商法典第 242 条は次のように定めている。

「商人は自己の商営業の開始時および各営業年度末に、自己の財産と負債との関係を示す決算書 (開業貸借対照表、貸借対照表) を作成しなければならない。」 (1 項 1 文)

「商人は、各営業年度末にあたり、その営業年度の費用と収益との対照表 (損益計算書) を作成しなければならない。」 (2 項)

この場合、商法典の規定する商人のうち、会計上、特に関心のもたれるのが人的会社 (Personalgesellschaft) と資本会社 (Kapitalgesellschaft) の区分である。ドイツにおける商法典は、この区分にたつて、すべての商人に対する全般的な規定を配した上で、資本会社に対する補完的規定、さらに登記済協同組合、一定業種 (信用機関と保険企業) に対する各補完的規定を設けている。

ドイツにおいて会社 (Gesellschaft) には、社団 (Verein) と組合 (狭義の Gesellschaft) とを包括する概念づけが行われるが、社団については「社団＝法人＝有限責任性」の論理的な対応関係を前提にしており、人的会社と資本会社の区分もそれに応じた概念規定がなされているといわれる。すなわち、ドイツでは法人格は社団のみに付与され、法人に帰属する法人財産は責任財産であり有限責任性が存立する。同じ商事会社であっても、社団＝

法人であり責任財産が法人財産に限定される資本会社と法人格を持たず責任財産も法人財産に限定されず個人財産まで及ぶ人的会社とは基本的に性格を異にする。従って、人的会社はドイツ法上、社団ではなく、法人格を持たない組合として位置づけられる。これに対して、登記済協同組合 (eingetragene Genossenschaft) は、組合という名称にも拘わらず、社団として性格を有する法人である。商法典は、こうした「社団=法人=有限責任性」を軸に資本会社に対する会計規準の内容を人的会社のそれと区分して定めている。それは、有限責任に基づく資本会社の場合、所有者と業務執行担当者との分離により生ずる外部者の企業に対する強い利害とその補償要求から根拠づけられるという。

ドイツの場合、人的会社と資本会社はさらに以下の会社形態に分類しうる。

[人的会社]

(1) 個人企業 (Einzelunternehmen)

個人企業は個人商人 (Einzelkaufmann) と呼ばれ、1名の所有者により事業経営も行われるドイツの企業のなかで最も数の多い企業形態である。この個人の所有者は企業の債務に対して無限責任を負う。個人企業は商業登記所に登録されるが、税負担は企業ではなく所有者個人に課せられる。

(2) 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft, OHG)

合名会社は無限責任社員のみにより所有され、法人格はないが会社としての財産や権利義務は有している人的会社をいう。この会社の場合、無限責任社員はその名前を商号に記載する必要があり、企業経営に参画する義務を負っている。なお、商法上は合名会社は合資会社、有限合資会社とともに人的商事会社、形式的商人の属性を有する。

(3) 合資会社 (Kommanditgesellschaft, KG)

合資会社は合名会社と有限会社の間形態を採る人的会社である。従って、法人格はない。所有者は代表社員として最低1名は必要な無限責任社員に有限責任社員を加えて構成される。有限責任社員はその出資額に応じて責任を負い、定款に特別の定めがない限り、経営に参画せず資金拠出者として行動する。

(4) 有限合資会社 (GmbH & Co. KG)

有限合資会社は合資会社の特殊な形態であり、人的会社であるが同時に有限責任でもある。これは合資会社の無限責任社員が自然人でも法人でも可能としているため、有限会社がこの無限責任社員に任命された場合、実体として有限化してしまうことによる。この企業形態の場合、経営の代表権は有限会社の経営者である。また、法人ではないので税負担は個人所得税の対象となる。

[資本会社]

(5) 株式会社 (Aktiengesellschaft,AG)

株式会社とは 10 万マルク以上の資本金を必要とし、資本金を分割した株式の資本市場での発行と流通を前提とする有限責任性の企業形態である。法人格を有し法人課税の対象となり、商法上は商業登記所への登録が義務づけられる形式的商人でもある。法規制(株式法)上、最高機関としての株主総会、業務執行の代表機関としての取締役会とその監督機関としての監査役会を設置しなければならない。

(6) 株式合資会社 (Kommanditgesellschaft auf Aktien,KGaA)

株式合資会社とは名称は合資会社となっているが、株式法上、株式会社の一つの形態に属し法人格を有する会社である。所有者は有限責任の株主と 1 名以上の無限責任社員の双方から構成され、無限責任社員は株式会社の取締役会の役割をもち業務執行を行う。株主総会、監査役会の設置については株式会社と同様に規制がなされる。

(7) 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung,GmbH)

有限会社も株式会社と同様、有限責任の資本会社で法人格を有している。ただし、資本金は 5 万マルク以上でよい。通常、少数である所有者は、取締役として会社を代表し商業登記所への登録を行うことが義務づけられる。機関としては、株式会社の株主総会に相当する社員総会が設けられるが、監査役会の設置は有限会社法上、株式会社と異なり必要とされてはいない。

以上の会社と組合に関して年度決算書の作成義務が課せられる。これは商法典第 238 条の帳簿記入義務と同様に、すべての商人に対する義務規定である。その場合、帳簿記入義務、年度決算書の作成義務の課せられる個人ないし個人集団を、各会社形態別に述べれば次のようである。(2)

- (1) 個人企業の場合には、個人商人 (Einzelkaufmann) 自身。
- (2) 合名会社、合資会社の人的商事会社 (OHG,KG) の場合、業務執行社員だけでなく、すべての無限責任社員。
- (3) 株式会社の場合、取締役会構成員。
- (4) 株式合資会社の場合、無限責任社員 (株式法第 91 条)。
- (5) 有限責任会社の場合、すべての業務執行者 (有限会社法第 41 条)
- (6) 組合の場合、取締役会構成員。

なお、これらの個人ないし個人集団は帳簿記入を代理させることができる。ただし、彼らは被用者もしくは外部者の選択に必要な用心を怠った場合もしくは十分な監督を行わなかった場合であっても、民法上も刑法上も責任を依然として有しているという。この責任は次の商法典第 245 条の署名義務によって裏づけられている。

「年度決算書は商人により日付を記載のうえ署名されなければならない。複数の無限責任社員が存するときには、それら社員すべてが署名しなければならない。」

さて、連邦統計局統計によると、ドイツの場合、1987年の企業総数 2,097,790 社のうちのそのほとんどを個人企業が占め (77.34 %)、資本会社は 222,445 社 (10.6 %) を数えるにすぎない。また、資本会社についても、そのうち 98.8 % とほとんどが有限会社であり、株式合資会社も含めて株式会社数は企業総数全体からみても僅か 0.13 %、実数で 2,780 社と極めて少数である (表 2 参照)。しかし、企業規模からみれば、資本会社の大きさが現れている。同じ 1987 年の統計数値によれば、被用者数全体の約 4 割を資本会社が有しており、平均被用者数も株式会社 (株式合資会社を含む) が 1,142.84 人と断然多く、人的会社と比較して、また同じ資本会社である有限会社の 25.82 人に比較してもその大規模性は明らかである。ただし、同じ株式会社といってもその内容は異なる。有限会社も含めて資本会社の申込資本規模に応じた分布は表 3 に示すとおりであるが、1 億マルク以上資本規模を擁する株式会社数は 237 社 (10.9 %) にすぎない。むしろ、1 億マルク以上の資本規模を持つ有限会社数は 2,216 社と株式会社全体の 2,190 社に匹敵するほどである。さらに資本規模に対応して売上、投資等の企業規模が推移することも考えあわせると、ドイツの場合、資本会社は企業形態よりも企業規模別構成が大きな意味を有しているといえる。

一般に、会計とは「企業の言語 (language of business)」であるといわれる。言語は社会的、経済的、文化的環境要因の表現でもあり、会計という企業言語も 1 国の国民経済のそうした諸環境要因に影響されることは避けられない。ドイツにおける企業構成もひとつの環境要因として会計風土を形成しており、以下に述べるように商法典が人的会社と資本会社の区分と資本会社の規模依存性を前提に構成されていることも、そうした会計風土に対する現実適応的解決が図られているとみてよいだろう。

第 2 節 商法典第 3 編「商業帳簿」の構成

1985 年に改正されたドイツの現行商法会計法は、商法典第 3 編「商業帳簿」に組み入れられている。この第 3 編「商業帳簿」の第 1 章「すべての商人に関する規定」(第 238 条～第 263 条)は、それに続く第 2 章「資本会社に関する補完規定」(第 264 条～第 335 条)および第 3 章「登記済協同組合に関する補完規定」(第 336 条～第 339 条)が補完もしくは離反規定を指示しない限りにおいて、資本会社 (株式会社、株式合資会社、有限会社) にも登記済協同組合にも適用される。信用機関および保険企業については、それ以外

表 2 企業形態別の企業数と被用者数

企業形態	企業数		被用者数		
	社	%	人	%	平均
個人商人	1,622,481	77.34	6,071,114	27.70	3.74
民法上の会社	136,711	6.52	831,570	3.79	6.08
人的商事会社					
合名会社	52,871	2.52	1,526,877	6.97	28.88
合資会社					
有限合資会社	49,030	2.34	2,996,819	13.67	61.12
資本公司					
株式会社					
株式合資会社	2,780	0.13	3,177,099	14.50	1,142.84
有限会社	219,665	10.47	5,671,070	25.88	25.82
登録済協同組合	7,022	0.33	264,538	1.21	37.67
その他	7,230	0.35	1,377,552	6.28	190.53
合計	2,097,790	100.0	21,916,639	100.0	10.45

出所 Dieter Ordelheid / Dieter Pfaff ; Germany, 1994,P.29.

表 3 資本公司の資本規模別企業数

申込資本の規模	株式会社				有限会社			
	企業数		申込資本		企業数		申込資本	
	社	%	ドイツマルク	%	社	%	ドイツマルク	%
5万未満					248,685	71.8	11,922	8.1
5万～10万	396	18.4	127	0.1	23,721	6.9	1,464	1.0
10万～100万					61,373	17.7	13,110	8.9
100万～1000万	809	36.9	3,105	2.7	10,376	3.0	27,301	18.5
1,000万～1億	748	34.1	24,734	21.2				
1億～2.5億	146	6.7	21,399	18.4	2,216	0.6	93,625	63.5
2.5億超	91	4.2	67,033	57.6				
合計	2,190	100.0	116,398	100.0	346,371	100.0	147,422	100.0

出所 Dieter Ordelheid / Dieter Pfaff ; op.cit., P.31.

に第 340 条～第 340o 条ないし第 341 条～第 341o 条の第 4 章「一定業種に関する補完規定」が考慮されねばならない。この場合、商法典第 3 編は、単純に法技術的な配置がなされただけでなく、第 1 章から第 4 章へ至る法構成として一般規定から特殊規定へと進行する構造となっている。それにより、商法典の特徴は、過去において企業の法形態、業種別に特別法に規定されていた諸会計規準を第 3 編のなかに統一し網羅的に組み入れ、それを法的安定性と適用可能性の観点から、改めて企業の法形態、業種に応じた規定を規模と内容の範囲に照らして巧みに構成した点にみられる。

以下、第 3 編「商業帳簿」の内容に関してその特徴的なところを指摘してみよう。

1. 第 1 章「すべての商人に関する規定」の構成

帳簿記入と財産目録の作成から始まる第 1 章「すべての商人に関する規定」は次の諸会計規準から構成される。

第 1 節 帳簿記帳・財産目録 (第 238 条～第 241 条)

第 2 節 開業貸借対照表・年度決算書 (第 242 条～第 256 条)

第 1 款 一般規定 (第 242 条～第 245 条)

第 2 款 計上規定 (第 246 条～第 251 条)

第 3 款 評価規定 (第 252 条～第 256 条)

第 3 節 保存および提出 (第 257 条～第 261 条)

第 4 節 登記による商人・州法 (第 262 条～第 263 条)

このうち、年度決算書にかかわる基本的規定は第 2 節の一般規定に定められている。すべての営業年度末に正規の営業経過に合致する期間内に（商法典第 243 条 3 項；その期間は 6 ヶ月から 12 ヶ月に相当する）年度決算書を構成する貸借対照表と損益計算書の作成が義務づけられる（商法典第 242 条）。この場合、基礎となっている帳簿記入が外国で許容される別の言語（現行の言語）で行われるときですら（第 239 条 1 項）、年度決算書はドイツ語でかつドイツ・マルクで作成することが義務づけられる（商法典第 244 条）。また、年度決算書は商人ないしすべての無限責任社員によって日付が記載され署名されなければならない（商法典第 245 条）。

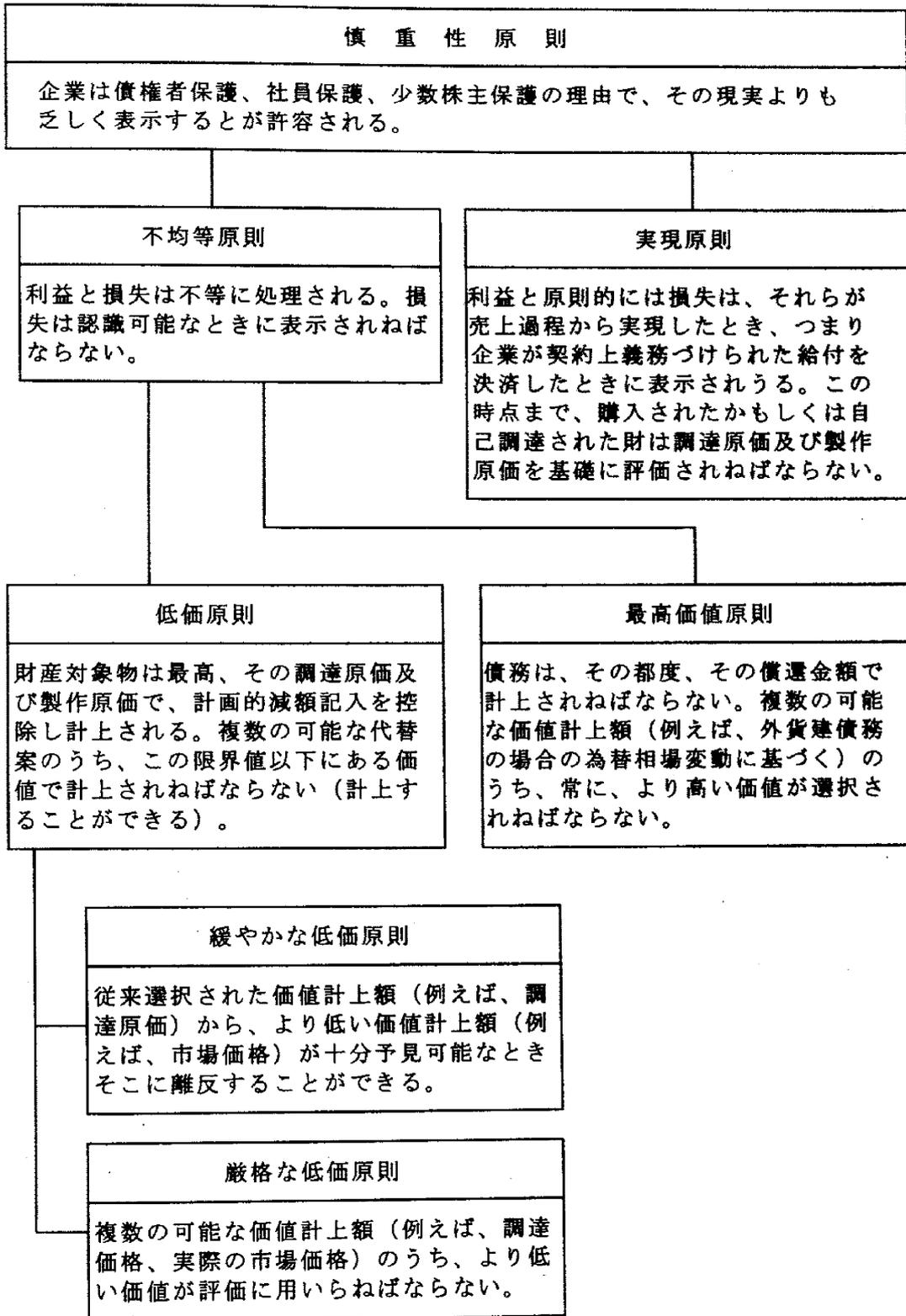
かかるすべての商人に義務づけられる年度決算書は正規の簿記の諸原則（GoB）に従い作成しなければならない、明瞭かつ要覽的でなければならない（商法典第 243 条 1 項および 2 項）。ここで、商法典は年度決算書作成の一般規範（Generalnorm）としての正規の簿記

の諸原則の遵守を指示している。この場合、正規の簿記の諸原則は例えば、貸借対照表計上（利益実現）の時点、未決取引の貸借対照表計上、経済的所有の場合の財産対象物の貸借対照表計上を決定する。また、正規の簿記の諸原則は、諸方法間の選択（例えば減額記入方法）や製作原価の算定にも適用されるという。正規の簿記の諸原則とは、その概念が法文上規定されていない不確定な法概念であって（不文の正規の簿記の諸原則）、その法解釈と法発見を通じて法の空隙を充填することにより法の前進を促す法規範としての特徴を有するドイツ固有のかつ機軸的法概念である。通常、正規の簿記の諸原則は企業の法形態、業種にかかわらず「すべての商人」に適用されるどころの一般原則でもある。さらに、特徴的なのは、現行の商法典では、過去において一般的妥当性の認められてきた正規の簿記の諸原則の内容が、法文として明示化がなされている点である。これらは「法典化された正規の簿記の諸原則」と呼ばれており、計上、評価、表示に関連した明瞭性・要覧性（商法典第 243 条 1 項）、簿記および貸借対照表真実性（商法典第 239 条 2 項、第 262 条 2 項）完全性（商法典第 246 条 1 項）、貸借対照表同一性・企業継続性・決算日・個別評価・慎重性・期間限定・評価継続性（商法典第 252 条 1 項 1 号～6 号）、調達価値（商法典第 253 条）等の諸原則が法典化された正規の簿記の諸原則の中心をなす。正規の簿記の諸原則は不文の正規の簿記の諸原則と法典化された正規の簿記の諸原則とにより重層的、階層的に構成され、すべての商人に対する統一的システムを前提としているといわれる。

ところで、ここで特徴的なのは正規の簿記の諸原則システムが保守主義的な性格を有していることにある。これは現行の商法典第 252 条 1 項 1 号から 6 号をはじめとする一般的評価諸原則（*allgemeine Bewertungsgrundsätze*）に妥当する。図 1 に示すように、一般的評価原則は、とりわけ「慎重原則」から誘導されて、実現原則、不均等原則、低価原則、最高価値原則が階層を形成しており、それがドイツ的な保守主義を反映しているが特徴と一般にみられている。

さらに、正規の簿記の諸原則と同じ不確定な法概念として「理性的な商人の判断（*vernünftige kaufmännische Beurteilung*）」の規定がある。商法典は、貸借対照表評価に際して貸借対照表作成者に推定余地が存在する場合、正規の簿記の諸原則ではなくこの「理性的商人の判断」に基づくことを指示している。商法典第 253 条 1 項 2 文における財産対象物の減額記入（*Abschreibung*）や第 253 条 3 項 3 文における流動資産たる財産対象物の減額記入、第 253 条 4 項のそれ以外の減額記入、第 253 条 1 項 3 文における引当金の評価に際して、その価値計上額は「理性的な商人の判断」の枠内で、ないし、それに従って行われなければならない。この「理性的商人の判断」は恣意性ある貸借対照表評価政策（秘密積立金の設定）を制限し持分所有者の配当請求保護に応ずるため規定されるドイツ固有

図1 慎重性原則から誘導される評価原則の階層



出所 Wolfgang Männel, Bilanzlehre, 1996, S.80.

の伝統的評価規準である。しかし、「理性的な根拠」に明確な解釈は存在しておらず、そこに多様な解釈の運用を通じて幅広い価値選択（秘密積立金の設定）がひらけていると言
ってよい。(3)

ともあれ、商法典第3編第1章の「すべての商人に関する規定」は、企業の法形態・業
種に依存せずにすべての商人が守るべきいわば最小規定を含むにすぎない。その点で、商
人にとって必ずしも厳格な会計を要請するものではなく、より以上の商人の会計責任は商
人自体の自主性に委ねられるとされている。

2. 第2章「資本公司に関する補完規定」の構成

資本公司は年度決算書を作成する場合、すべての商人に関する規定（第238条～第263
条）に加えて、商法典第264条～第289条の補完規定を遵守しなければならない。この補
完規定は株式会社、株式合資会社、有限会社のすべての資本公司に適用される。さらに、
株式会社と株式合資会社は株式法規定（株式法第58条、第150条、第152条、第158条、
第160条、株式合資会社については加えて株式法第286条、等）、有限会社は有限会社法
規定（第29条、第42条、等）を考慮しなければならない。

資本公司に関する補完規定の構成は次のようである。

第1節 資本公司の年度決算書および状況報告書

- 第1款 一般規定（第264条～第265条）
- 第2款 貸借対照表（第266条～第274条）
- 第3款 損益計算書（第275条～第278条）
- 第4款 評価規定（第279条～第283条）
- 第5款 附属説明書（第284条～第288条）
- 第6款 状況説明書（第289条）

第2節 コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書

- 第1款 適用領域（第290条～第293条）
- 第2款 連結の範囲（第294条～第296条）
- 第3款 コンツェルン決算書の内容及び形式（第297条～第299条）
- 第4款 全部連結（第300条～第307条）
- 第5款 評価規定（第308条～第309条）
- 第6款 比例連結（第310条）
- 第7款 関連企業（第311条～第312条）

第8款 コンツェルン附属説明書 (第313条～第314条)

第9款 コンツェルン状況報告書 (第315条)

第3節 監査(第316条～324条)

第4節 公示(第325条～329条)

第5節 様式規定およびその他の規定に関する命令授權(第330条)

第6節 罰則および過料規定、強制金(第331条～第335条)

まず、資本会社の補完規定で特徴としてあげられるのは、年度決算書概念が人的会社と異なることにある。資本会社の年度決算書は貸借対照表、損益計算書に加えて附属説明書 (Anhang) の3つから構成され、それらが一体をなすものと捉えられている (商法典第264条1項1文)。

こうした年度決算書に関して貸借対照表、損益計算書の項目分類、附属説明書における報告と説明義務、状況報告書 (Lagerbericht) の作成並びにそれら年度決算書の監査、公示等に関して、商法典第267条は資本会社について大中小の規模分類を指示しているのも補完規定の特徴である。表4に示すようにこの規模分類の基準は貸借対照表総額、売上高、被用者数であるが、大中小のいずれの規模に資本会社が属するのかは、会社が連続する二つの決算日に少なくとも2つの基準を満たしているかに応じて決定される。この規模区分に応じて中小規模の資本会社に対して諸々の簡便措置が講ぜられ、各種規定が規模依存的に配置される。その内容は表5のように示すことができる。

ところで、補完規定で特に注目すべき点は、資本会社の年度決算書に関して商法第264条2項2文が次の一般規範を定めている点である。

「資本会社の年度決算書は、正規の簿記の諸原則を遵守して、資本会社の財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しなければならない。」

この一般規範は、現行の商法典の改正の直接的契機となった EC 第4号指令の目標規範「真実かつ公正な概観 (true and fair view)」の伝達をドイツ法に転換せしめたものである。この英米法に基礎をおく情報開示の実質主義が適法=適正の法支配型の従来におけるドイツ商法会計法の実質的変更をもたらすものかどうか議論を呼んでいる。しかし、今日の支配的見解は、正規の簿記の諸原則により限定される情報規範にすぎないとする。商法典第243条1項は既にすべての商人に対して年度決算書作成の一般規範として正規の簿記の諸原則の遵守を定めており、この第264条2項1文の一般規範はそれと両立して資本会社にのみ適用されるものと位置づけられている。すなわち、この一般規範の枠内で正規の簿記の諸原則が指示されていることは、要請される写像の伝達が正規の簿記の諸原則との

表4 資本金会社の規模分類

資本金会社	貸借対照表総額 ドイツマルク	売上高 ドイツマルク	被用者 人
小規模	≤ 5.31百万	≤ 10.62百万	≤ 50
中規模	5.31 ~ 21.24百万	10.62 ~ 42.48百万	51 ~ 250
大規模	> 21.24百万	> 42.48百万	> 250

表5 資本金会社の規模に応じた簡便措置一覧

規定領域	資 本 会 社		
	小規模	中規模	大規模
作成期間	翌営業年度のはじめの6ヶ月内に作成 商法典第264条1項3文	翌営業年度のはじめの3ヶ月内に作成 商法典第264条1項2文	
貸借対照表の分類	簡易；分類構成としてアルファベット及びローマ字を付した項目のみを区別 商法典第266条1項	商法典第266条2項及び3項による詳細分類	
損益計算書の分類	簡易；商法典第275条2項1-5号もしくは3項1-3号及び6号の項目を「粗利益」に要約 商法典第276条	商法典第275条2項もしくは3項による詳細分類	
附属説明書における記載義務	簡易；商法典第274a条、第276条2文、第288条2文の簡便措置（例えば、売上収入の分類、その他の引当金の説明）	簡易；活動領域及び地理的に定められた市場別の売上収入の分類なし 商法典第288条2文	商法典第284条に応じた報告義務簡易化はなし
状況報告書の作成	作成義務はなし 商法典第264条1項3文	商法典第264条1項1文に基づく作成義務	
年度決算書の監査	監査免除 商法典第316条1項1文	法定監査義務 商法典第316条以下	
年度決算書の公示	商法典第326条に基づく簡便措置	商法典第327条に基づく簡便措置	商法典第325条
公示期限	翌営業年度12ヶ月以内	翌営業年度9ヶ月以内	
公示範囲	簡易貸借対照表 簡易附属説明書	簡易貸借対照表 損益計算書 附属説明書 状況報告書 監査証明書 監査役会報告書	貸借対照表 損益計算書 附属説明書 状況報告書 監査証明書 監査役会報告書
公示場所	商業登記簿	商業登記簿	連邦広報

出所 Wolfgang Männel, Bilanzlehre, 1996, S.94.の表を一部、補足して作成。

コンテキストのもとでのみ、換言すれば一般的な貸借対照表計上原則および貸借対照表評価原則、とりわけ調達価値原則、不均等原則、慎重原則の制約のもとでのみ要請されると解されている。特別な場合にのみ、実質的諸関係に合致した写像（真実かつ公正な概観）の伝達のため附属説明書における追加的記載と報告が要請されるのであって、従来のドイツの会計実務を原則的に変えるものでないという。(4)

その他、現行商法典の補完規定ではコンツェルン会計法が規定される。1965 年旧株式法にあったコンツェルン会計の諸規定は資本会社の年度決算書（個別決算書）に関する規定の後に移され、それにより商法会計法の統一性が強調され、要覧性が高められたという。国内コンツェルン決算書から世界コンツェルン決算書（Weltabschluss）への転換、個別決算書のコンツェルン決算書に対する基準性から統一的評価方法への移行等、「経済的統一体（wirtschaftliche Einheit）」の観点から旧法と異なる規定も存在するが、基本的には個別決算書に関する補完規定と同様の規定が配置される。それは、コンツェルン決算書もコンツェルン貸借対照表、コンツェルン損益計算書およびコンツェルン附属説明書により一体的に構成され、また個別決算書に対する一般規範（商法典第 264 条 2 項 1 文）と同様に、コンツェルン決算書についても商法典第 297 条 2 項 2 文に、「コンツェルン決算書は正規の簿記の諸原則を遵守してコンツェルンの財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達しなければならない。」とする、いわゆる「正規のコンツェルン会計の諸原則（Grundsätze ordnungsmäßiger Konzernrechnungslegung,GoK）」が定められているためである。

しかし、コンツェルン決算書は年度決算書（個別決算書）と異なり、それが利益配当に対しても課税に対しても基礎となっていない。立法者の見解によれば、コンツェルン親企業の社員であっても利益請求権を有するのはコンツェルンでなく親企業である。従って、株式法や有限会社法に規定される取締役会、監査役会、株主総会ないし社員総会による確定（Feststellung）も必要でない。課税についてもそれは法的に個々に独立した企業に負担される。ただし、コンツェルン決算書をもってただ情報提供の用具と位置づけるこうした立法者の見解に反して、コンツェルン利益に基づく配当とコンツェルン統一課税が 21 世紀に向けたドイツの大きな課題であるとして、学説レベルで多数の論議が繰り返されている。

3. 第 3 章「登記済協同組合に関する補完規定」の構成

協同組合に関しても商法典第 1 章「すべての商人に関する規定」と第 2 章「資本会社に関する補完規定」が適用されるが、この場合の例外は補完特殊的な協同組合に関する規定

を含むこの第3章における「登記済協同組合に関する補完規定」（第336条～第339条）である。この第3章の補完規定では第336条において幾つかの資本会社に対する評価規定（商法典第279条、第280条、第282条）を除外し、他方で資本会社に特別に適用される商法典第264条2項の一般規範に代えてすべての商人に対する一般規範商法典第243条を受容する（商法典第336条2項）。その他の相違としては特に自己資本領域において一定の変更と補完が存在する。協同組合についてもまた年度決算書の監査が義務づけられ（協同組合法第53条）、公示の義務（商法典第339条）を負うことが定められている。

4. 第4章「一定業種の企業に関する補完規定」の構成

さて、商法典第3編第4章では信用機関と保険企業に関して業種特有の補完規定が次のように規定されている。

第1節 信用機関に関する補完規定

第1款 適用領域（第340条）

第2款 年度決算書、状況報告書、中間決算書（第340a条～第340d条）

第3款 評価規定（第340e条～第340g条）

第4款 通貨換算（第340h条）

第5款 コンツェルン決算書、コンツェルン状況報告書、コンツェルン中間決算書（第340i条～第340j条）

第6款 監査（第340k条）

第7款 公示（第340l条）

第8款 罰則および過料規定、強制金（第340m条～第340o条）

第2節 保険企業に関する補完規定

第1款 適用領域（第341条）

第2款 年度決算書、状況報告書（第341a条）

第3款 評価規定（第341b条～第341d条）

第4款 保険技術上の引当金（第341e条～第341h条）

第5款 コンツェルン決算書、コンツェルン状況報告書（第341i条～第341j条）

第6款 監査（第341k条）

第7款 公示（第341l条）

第8款 罰則および過料規定、強制金（第341m条～第341o条）

信用機関に関する会計規定は、EC の銀行会計指令（Bankbilanzrichtlinie）のドイツ法への転換によって大きく変化した。銀行会計指令は EC 第 4 号指令、第 7 号指令と一体しているとはいえ、それらとは異なる信用機関という業種特有の会計規定を含んでいる。EC 銀行貸借対照表指令は、とりわけ、貸借対照表および損益計算書の分類、諸項目の内容、秘密および公示積立金の設定、通貨換算に関してその目標設定に合致した諸規定を含んでいたが、この銀行会計指令の国内法への転換は「銀行会計指令法（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）」と信用制度法を通じて遂行された。銀行会計指令法により商法典第 3 編に第 4 章「一定業種の企業に関する補完規定」の第 1 節に「信用機関に関する補完規定」が導入されたが、それは主として、信用機関に適用される補完的な貸借対照表計上と貸借対照表評価の規定並びに通貨換算の決定を含んでいる。また「信用機関の会計に関する法規命令（RechKedV）」においては、特に、貸借対照表と損益計算書の分類に関するきわめて形式的問題、貸借対照表と損益計算書の諸項目の内容並びに附属説明書における追加報告が規定されている。

もとより、その商人属性によって信用機関もまたすべての商人に対する規定である商法典第 238 条～第 263 条の適用が義務づけられる。それと同時に、信用機関は法形態・規模非依存的に年度決算書において大規模資本会社に適用される商法典第 264 条～第 289 条が適用される。さらにその業種特殊性から商法典第 340b 条以下の諸規定が補完的に適用されるが、その場合、商法典第 238 ～第 289 条の規定が必ずしも適用されるものでない。それは具体的には次のようにである（図 2 参照）。

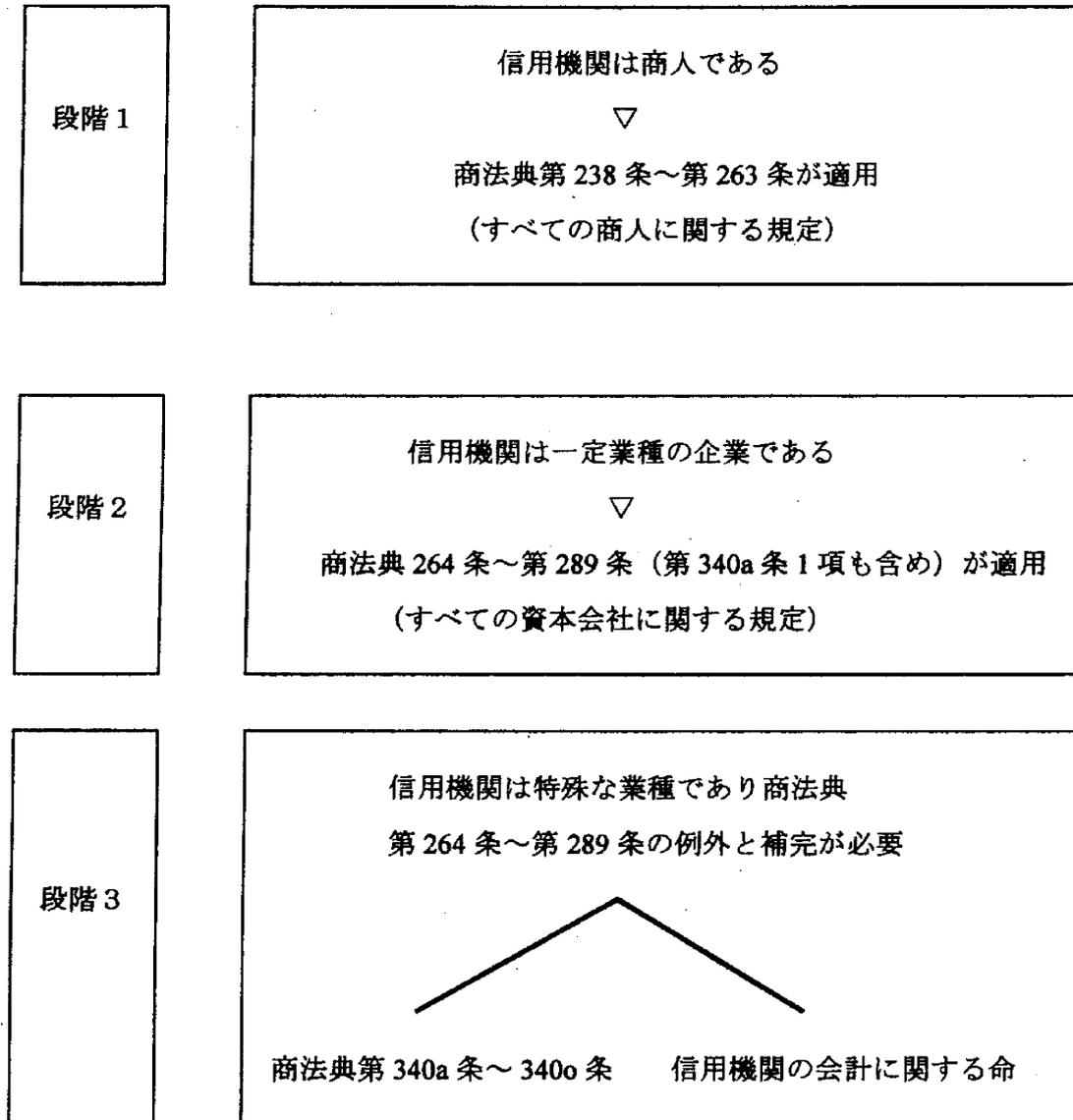
－商法典第 340a 条 2 項 1 文、3 文の指示する各個別規定は適用されない。

－商法典第 340a 条 2 項 2 文の指示する規定に代えて、信用機関の会計に関する法規命令により認められる様式規定およびその他の規定が適用される。

他方、保険企業に目下、適用される会計規定も 1991 年 12 月 19 日付の EC 保険会計指令（Versicherungsbilanzrichtlinie）に基づいている。この保険会計指令も 1994 年 6 月 24 日付の「保険会計指令法（Versicherungsbilanzrichtlinien-Gesetz）」の施行をもって国内法に転換され、商法典第三編第四章の第二節「保険企業に関する補完規定」（商法典第 341 条～第 341o 条）が新設された。

保険企業に関しても、商法典は法的枠組みとして特に商法典第 238 条～第 335 条並びに保険監督法や株式法の若干の規定を設けている。また、1994 年 11 月 8 日付で実現した「保険企業の会計に関する法規命令（RechVersV）」は保険企業の年度決算書、状況報告書並びにコンツェルン決算書、コンツェルン状況報告書につき 65 の条項に及ぶ詳細な規

図2 信用機関に適用される規定の階層



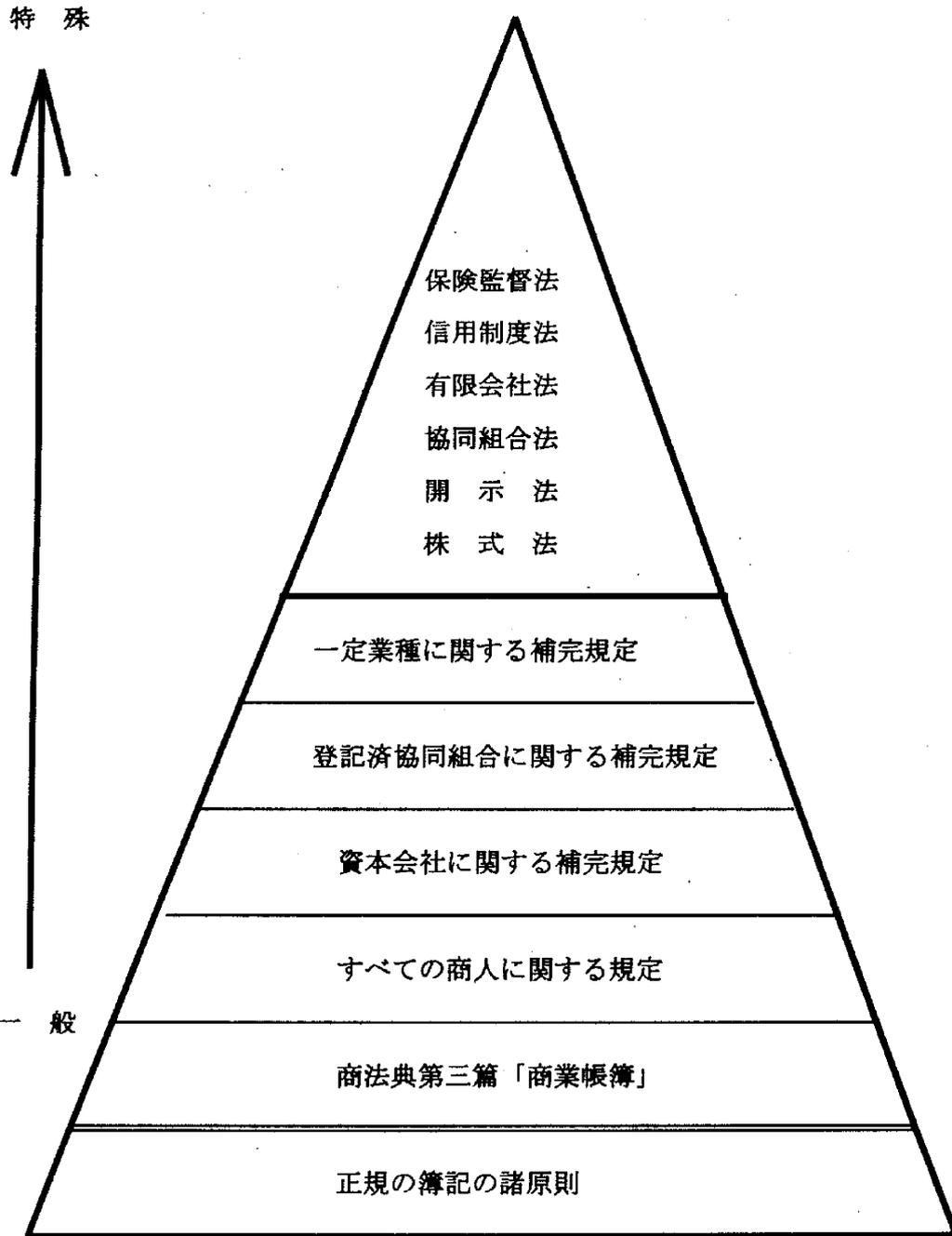
出所 Wirtschaftsprüfer Handbuch 1996, Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Beratung, Bd.1, 1996, S.551.

定を定めている。

従来、保険企業に対して監督法上定められていた諸規定を組み入れた保険企業に関する補完規定も信用機関と補完規定と同様、一般会計規定に対する「特別法 (lex specialis)」として、特に保険経済の開示要請に応えたものだといわれる。それと同時に、保険特有の幾つかの会計規定も商法典に導入される。この点は、信用機関に関する補完規定も同様で、例えば、信用機関については「現先取引 (Pensiongeschäfte)」（商法典第 340b 条）、「一般的な銀行リスクの保証」（商法典第 340h 条）、「通貨換算 (Währungsumrechnung)」、保険企業については補償引当金、価格変動引当金といった「保険技術上の引当金 (Versicherungstechnische Rückstellungen)」（商法典第 341e 条～第 341h 条）といった諸規定が導入されており、業種特有の保守主義の立場から将来予測に基づく会計処理が法的に担保されているのが特徴である。

以上が、商法典第 3 編「商業帳簿」の構成の概要である。第 3 編「商業帳簿」では、正規の簿記の諸原則を中心に、商人の帳簿記入義務と企業の法形態、規模、業種に応じた年度決算書の形式と内容に関する会計規準が構成されている。これらの会計規準は不文の正規の簿記の諸原則と法典化された正規の簿記の諸原則が一般原則として構造化し、その上で各法形態、規模、業種依存的個別規定が階層となって構成され、それらが全体で会計実務を指導する法規効力を有している。そしてこの商法典会計法がドイツにおいて会計に関する具体的な実定法の基礎を形成する。たしかに、他方において、各企業形態に適用される特別法上の多くの特殊規定も存在する。しかし、「特別法は一般法を廃す (lex specialis derogat legi generali)」の原理をおきつつも、商法典を基底にして一般から特殊へ向かって各種特別法が階層づけられ、ひとつの会計法体系が構築されている (図 3 参照)。この階層化された法体系を通じて商法と特別法との重複規定を回避し、もって法的安定性と法的秩序の保持が意図されている。「商人の基本法 (Grundgesetz des Kaufmann)」と呼ばれる商法典がドイツの会計法体系の基幹をなす所以である。

図3 会計法体系の階層



出所 Wolfgang Lück, Rechnungslegung nach Handels- und Steuerrecht, 4. Aufl., 1990, S.208.を基礎に一部、加筆して作成。

(1) 以下、商法典第3編「商業帳簿」の条文、立法の理由書、および内容の解釈に関しては次を参照。

Herbert Biener / Wilhelm Berneke ; Bilanzrichtlinie-Gesetz, Textausgabe des Bilanzrichtlinien-Gesetz vom 19.12.1985 (Bundesgesetzbl. IS.2335) mit Bericht des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages , Regierungsentwürfe mit Begründung , EG-Richtlinien mit Begründung, Entstehung und Erläuterung des Gesetzes, Düsseldorf, 1986.

Wirtschaftsprüfer-Handbuch 1996, Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Bratung, Band 1, Düsseldorf, 1996.

(2) Karlheinz Küting / Claus-Peter Weber (Hrsg); Handbuch der Rechnungslegung, Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung, Band 1a , 4. Aufl., 1995, S.374 (§ 238, Ellerich, M.).

(3) 「正規の簿記の諸原則」、「理性的商人の判断」の法性格と位置づけの詳細については、佐藤誠二著、『ドイツ会計規準の探究』森山書店、1998年の第2章、第3章および第7章を参照。

(4) 「正規の簿記の諸原則」と「真実かつ公正な概観」との関係については、佐藤誠二著、『現代会計の構図』森山書店、1993年の第4章を参照。

第2章 商法会計法と税法会計法との関係

～国際的調和化への対抗要因としての基準性原則～

はじめに

企業活動からの損益を税務上、把握しようとする場合、三つの可能性が考えられる。

1. どう課税所得を算定するのかを税法が自身で定義する。
2. 商事貸借対照表が変更なくそのまま課税目的にも利用される。
3. 商事貸借対照表が原則的に課税のための基準になる。しかし、その場合、諸領域で税法が修正計算を行う。

ドイツの場合、このうち、第三番目の選択肢が採用される。ドイツにおいて、商人の商事貸借対照表（Handelsbilanz）は本来的貸借対照表であり、税務貸借対照表（Steuerbilanz）はそこから誘導されると解釈されている。この場合、商事貸借対照表と税務貸借対照表との架橋の役割を果たすのが所得税法第5条1項の指示する「基準性原則（Maßgeblichkeitsprinzip）」である。この基準性原則は我が国の「確定決算主義」に類した、ドイツにおいて1世紀に及ぶ歴史を有する固有の税務原則であり、この原則を通じて商法会計法と税法会計法が緊密な関係を保っている。ただし、ドイツにおける基準性原則は、我が国の確定決算主義と同様に、今日、会計基準の国際的調和化に対する対抗要因としてしばしば問題にされる。その前提には、基準性原則を通じて商法会計が逆に税法会計の影響を強く被り、資本市場指向、投資家指向の情報開示の要請する会計基準の国際的調和化に対して、商法会計が応え得ない状況をつくりあげているとする理由がある。

第3章で検討するように、ドイツでは個別企業の会計次元ではこの基準性原則を保持して、企業集団の連結会計の次元で国際的調和化の作業が進められている。この動向について、単純にドイツの商法会計制度が二元的に資本市場指向型の国際化に向かっていると捉えるのではなく、会計、この場合は商法会計の転換過程のなかで利益算定機構としての会計・商法会計の役割を改めて問い直すことが必要となってきたものといえよう。そこで、本章では、かかる問題意識にたつて、特に1990年税法改革以後の、ドイツにおけ

る商法会計と税法会計との関係の在り方の検討を通じて、課税所得算定に対する商法会計法の役割を再確認しておきたい。(1)

第1節 基準性原則の人的適用領域

既にみたように、ドイツの商法典は第238条1項1文においてすべての商人に対して帳簿記入義務を定めている。また、すべての商人は各営業年度末に決算書の作成も義務づけられている。ここで、商人属性は「商営業を営む者」に与えられ、具体的には形式的商人、任意的商人、義務的商人、必然的商人がこの帳簿記入義務と決算書作成義務を負うことになる。ただしその場合、「すべての商人」とは上述の商人すべてではなく、小商人を除いた「完全商人」を意味している。

ところで、かかる商法典第238条1項は1文に続けて次の2文と3文を掲示している。

「帳簿記入は、それが専門的知識を有した第三者に対して相当の期間内で営業経過と企業の状態に関して要覧を伝達できるようなものでなければならない。営業経過はその発生および終了まで追跡しうるものでなければならない。」

この規定は租税通則法(AO)第145条1項と全く同一である。この商法典と租税通則法との密接な結合をもって、商法規定を解釈する場合、税法文献と税務判決が依拠されることになる。

さらに、租税通則法第140条によれば、商法上の帳簿記入義務は課税の利害においてもまた履行されなければならない。租税通則法第140条が次のように定めているからである。

「税法以外の法律に基づき、課税にとって重要性を有する帳簿記入および記録を行う者は、当該の別の法律により自身に義務づけられる義務を課税に対してもまた履行しなければならない。」

しかし、税法は所得税法第5条1項において、基準性原則の適用を必ずしも商法のいう完全商人のみにおいていない。

所得税法第5条1項1項は次のように定めている。

「法規定に基づき帳簿を記入し正規の決算を行うことの義務づけられる、もしくはかかる義務を伴わずに帳簿を記入し正規の決算を行う事業者は、経済年度末に商法上の正規の簿記の諸原則に従い表示されるべき経営財産(所得税法第4条1項1文)を計上しなければならない。利益決定に際しての税法上の選択権は商法上の年度決算書と一

致して行使されなければならない。」

この条文の「義務を伴わずに帳簿を記入し正規の決算を行う事業者」は商法上、完全商人としての属性を持たない「小商人」を含んでいる。所得税法第5条1項は、任意の帳簿記入を行う小商人もしくは任意の帳簿記入を行う商業登記所に登録しない任意的商人にも基準性原則を要請するのである。

従って、所得税法第5条1項に基づくと、義務的もしくは任意の商法上の帳簿記入を行う事業者の場合、基準性原則を通じて税務貸借対照表は商事貸借対照表から誘導される。こうした税務貸借対照表は一般的に「派生的税務貸借対照表 (derivative Steuerbilanz)」と呼ばれるものである。しかし一方で、商法上の帳簿記入義務も存在せず、任意の帳簿記入も行わない小商人及び商業登記所未登録の任意的商人は、それにもかかわらず商法規定から解放されるとも限らない。租税通則法第141条が一定の規模基準を満たす場合、具体的な商法上の会計から切り離れた税務上の帳簿記入の「本来的義務」を規定しているからである。租税通則法第141条の示す規模基準には次のものがある。

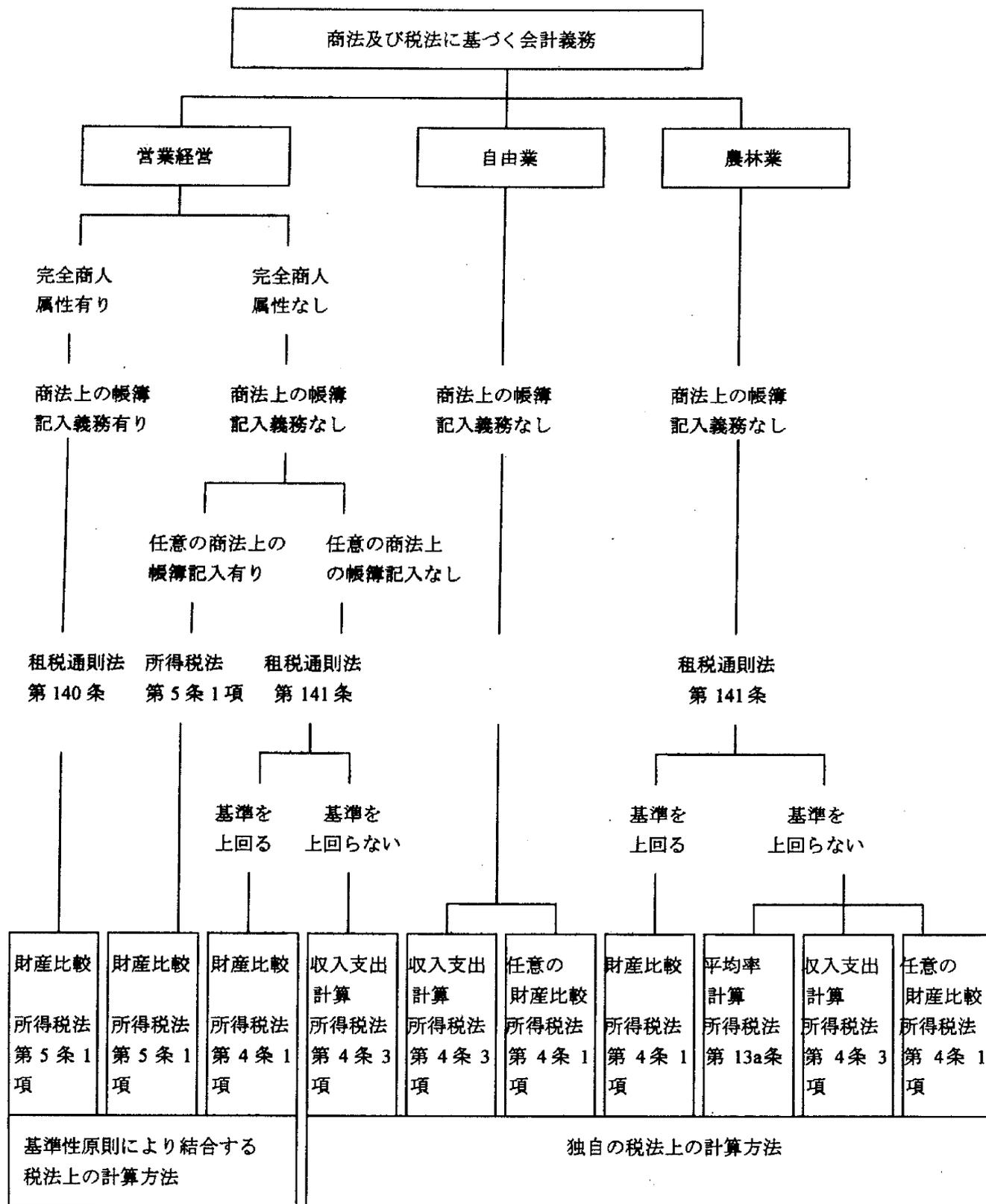
- 免税売上高を含んだ売上高が暦年で 500,000 マルクを上回るか、もしくは
- 経営財産が 125,000 マルクを上回るか、もしくは
- 評価法 (BeweG) の意味での経済価値を伴う自己調達した農林地が 40,000 マルクを上回るか、もしくは
- 営業経営からの利益が事業年度で 48,000 マルクを上回るか、もしくは
- 農林業からの利益が暦年で 48,000 マルクを上回る場合。

租税通則法第140条に基礎をおく、もっぱら税法に基づき帳簿記入を行う事業者は所得税法第5条1項にそのまま従えば、基準性原則が適用されることはない。しかし、広く認められた見解によれば、こうした場合にもまた、税務貸借対照表を作成するにあたって、商法規定もしくは正規の簿記の諸原則を遵守すべきだとされている。この見解は次の租税通則法第140条1項2文からも明らかだといわれる。

「商法典第238条、第240条～第242条1項および第243条～第256条は、税法から異なることが示されない限り、意にそくして適用される。」

以上から、基準性原則の人的適用領域は図1のように示すことができよう。

図1 商法及び税法に基づく会計義務



出所 Lutz Schmidt, Maßgeblichkeitsprinzip und Einheitsbilanz, 1993, S.39.

第2節 基準性原則の具体的適用領域

1. 商法上の正規の簿記の諸原則の基準性

さて、基準性原則という場合、商事貸借対照表が税法上別段の定めがない限り、税務貸借対照表の作成の際の基準となることを意味している。この場合、所得税法第5条1項1文は商法上の正規の簿記の諸原則に基づき表示される経営財産を計上すべきとしている。つまり、税務上の利益算定の実質的な基準となるのは、商法上の正規の簿記の諸原則であり、これを指して「商法上の正規の簿記の諸原則の基準性」ないし「実質的基準性 (materielle Maßgeblichkeit)」という。

この商法上の正規の簿記の諸原則の基準性原則は、評価 (金額に基づく計上) にも、貸借対照表能力 (事由に基づく計上) にも妥当する。これにより、商事貸借対照表における貸借対照表計上の対象は税務貸借対照表における貸借対照表計上の対象と原則的に一致すると解されている。税法上の経済財と商法上の財産対象物および負債との原則的同義性が確認されており、それは、基準性原則により、商法上正規なものは税法上も正規であるという「正規性一致の原則 (Grundsatz der übereinstimmenden Ordnungsmäßigkeit)」が存在するためである。

しかし、正規の簿記の諸原則が税務貸借対照表に対して絶対的な基準となるとは限らず、税法上の利益算定原則 (課税原則) ないし税法上の計上留保が存在する場合はそれらが優先して適用される。税法は、そうした課税原則として次のものを前提としている。

- 課税の公平性 (基本法第3条)
- 例えば、商事貸借対照表計上が税務上の特別の容認条件を満たさなければ基準性の逆転を導くという分離原則 (1989年7月14日付連邦財政裁判所決定)
- 所得税法第15条1項2号及び3号から生ずる、共同事業主及び株式合資会社員に対する特別の利益算定原則

こうした課税原則と所得税法第5条2項～6項にみられる貸借対照表能力と評価に関わる計上留保規定 (特別規定) によって基準性原則は制限されることになるが、具体的な貸借対照表計上領域で見れば、まず、貸借対照表能力に関する基準性原則の適用は次のようである。

商法上の計上命令と計上禁止は、基準性原則によれば、税務上の利益算定 目的での具体的な計上についても遵守しなければならない。この点は1969年2月3日付連邦財政裁

判所の大法廷決定によっても確認されている。これに対して、連邦裁判所大法廷決定によると、商法上の貸借対照表計上選択権は税務上の利益算定に際して基準とはならない。税務上の利益算定に際し、商法上の消極側計上選択権は消極側計上命令に、商法上の積極側計上選択権は計上禁止となる。これは、納税義務者が債権者を指向する商法において計上認められるにしても課税目的に対して乏しい表示をしてはならないからだとされる。

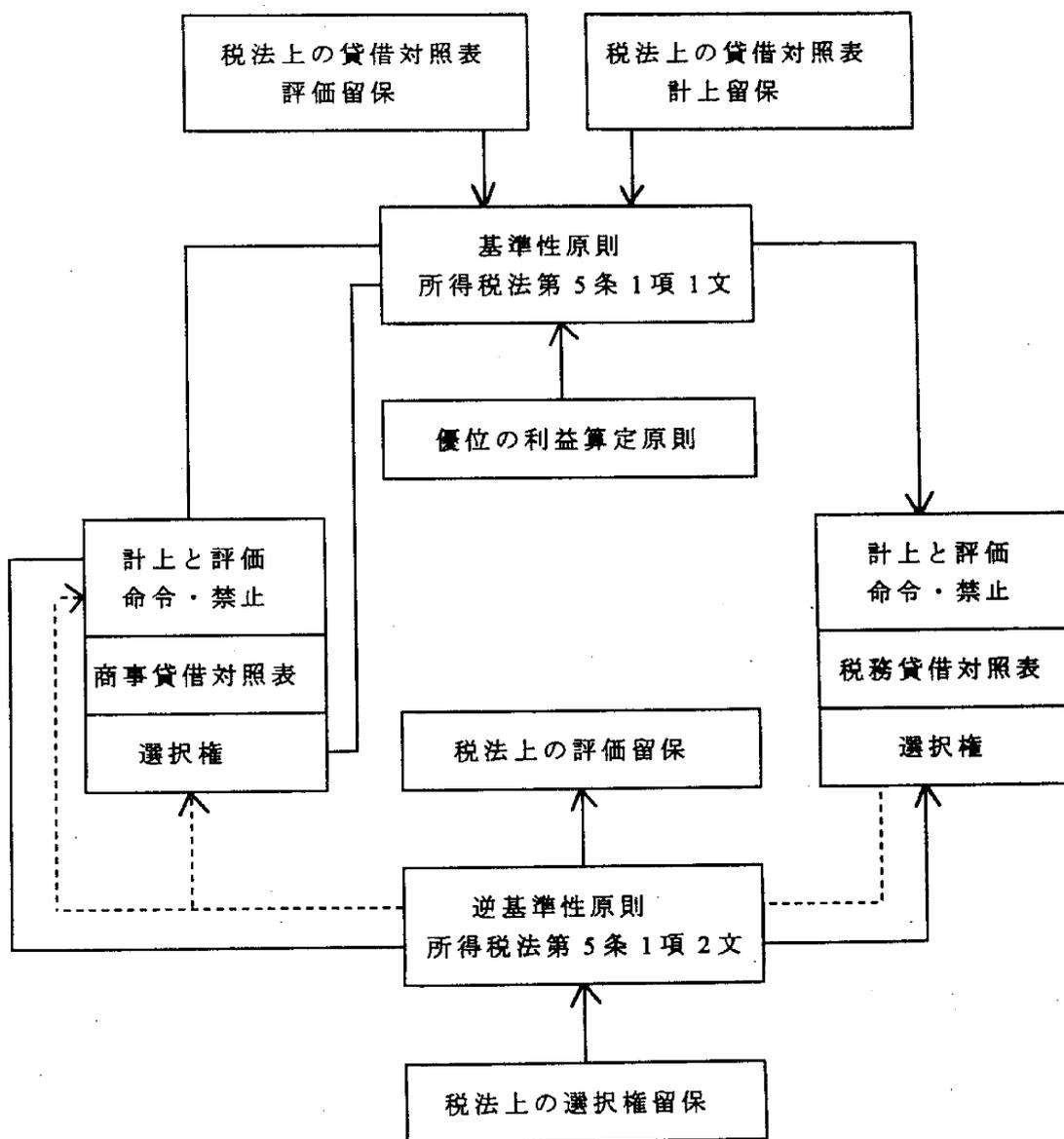
ついで、貸借対照表評価の領域での基準性原則の適用は以下の通りである。商法上の個別規定は正規の簿記の諸原則に基づき一定の価値計上額を義務づけている。従って、所得税法第5条1項1文に基づき、原則的には税法でも商法上の貸借対照表評価義務は遵守されねばならない。ただし、税法上、評価に際して義務規定が存する場合、商法上の別の価値計上額が義務づけられているとしても、この税法上、義務づけられる価値計上額が優先して適用される。しかし、評価に対して税法上選択権が存在していても、この場合は商法が基準となる。商法上の評価選択権に対しては、商法上選択された価値計上額が税法上命令されるが、税法上、評価義務がある場合には税法において命令される価値計上額が適用されることになる（図2参照）。

2. 逆基準性原則

さて、税務貸借対照表における税法上の利益算定選択権は商事貸借対照表においてそれが行使される限りにおいて許容されると所得税法第5条1項2文は定めている。この規定内容は、商事貸借対照表において具体的に選択された価値計上額がそれを税法が許容する場合に税務貸借対照表の基準となるとする形式上の基準関係を定めている。その意味で、所得税法第5条1文の「実質的基準性」に対して、所得税法第5条2文は「形式的基準性 (formelle Maßgeblichkeit)」と呼ばれる。また商事貸借対照表において税法の認める計上選択権を予め計上しておかねばならないという意味で、「逆基準性 (umgekehrte Maßgeblichkeit)」とも呼ばれる。形式的基準性ないし逆基準性原則は、1990年租税改革法を通じて新たに規定された所得税法第5条1項2文に実現され、そのことによって、商法上の正規の簿記の諸原則に合致しない価値計上額も商事貸借対照表に記載されねばならなくなった。

この逆基準性原則に基づけば、商法上の具体的な価値計上額は税法上の選択権が存在する場合、特に税法上の特別償却や免税積立金が存在する場合にも税務上の利益算定の基準とならなければならない。商事貸借対照表においてこうした税法上の選択権が行使さ

図2 基準性原則と逆基準性原則



出所 Rudolf Ferdermann, Bilanzierung nach Handelsrecht und Steuerrecht, Ein Grundriß der Gemeinsamkeiten, Unterschiede und Abhängigkeiten der Einzelabschlüsse mit systematischen Übersichten und unter besonderer Berücksichtigung der Rechnungslegung von Kapitalgesellschaften, 8. Aufl., 1990, S.158. 図において、実線は基準性、点線は逆基準性、そして、矢印の方向は規制関係を表している。

れなければ、税務上の優遇措置が可能とならないからである。税法の支配的見解は税務上の優遇規定に関して、逆基準性を一般原則化することを前提としており、課税に対する優遇措置の商事貸借対照表への取り込みが可能となったといわれる。

ところで、こうした逆基準性原則（形式的基準性）をもって、商法上の正規の簿記の諸原則の実質的基準性の適用例外とみる見解とそれは形式的には基準性原則の現れであり基準性原則の一部に他ならない（これを広義の形式的基準性という）とする見解がある。しかし、重要なのは、所得税法第5条1項2文の逆基準性の法的基礎を商法会計法においても形成していることにある。

かかる商法典における規定には例えば、次のものがある。

- －所得税および収益税上の目的のために許容される貸方計上選択権（商法典第247条3項）
- －税法上許容される減額記入とより低い価値での評価選択権（商法典第254条）
- －税法が承認する非課税準備金の特別項目としての計上選択権（商法典273条）
- －減額記入に対する評価選択権（商法典279条2項）
- －価値回復命令の無視に関する選択権（商法典第280条）

それらの規定では、課税に対する優遇措置の商事貸借対照表に対する実質的支配関係が明らかであって、こうした税法上の措置規定の商法への侵食が進行すると商法会計法の空洞化が生じてしまうだろうとの強い批判が生じている。そして、かかる批判のなかで、計上選択権の廃止傾向にある国際会計基準に対する調整過程のなかで、今後、商法会計法において逆基準性を排除すべきだという議論が少なからず提起されているがドイツの現状である。(2)

(1)以下、所得税法および租税通則法の条文ならびに基準性原則の内容に関しては次を参照。

Textausgabe Steuer-, Bilanz- und Wirtschaftsgesetze, 4. Aufl., 1993.

Wolfgang Lück ; Rechnungslegung nach Handels- und Steuerrecht , 4. Aufl., 1990.

Lutz Schmidt, L ; Maßgeblichkeitsprinzip und Einheitsbilanz, Geschichte, Gegenwart und Perspektiven des Verhältnisses von Handels- und Steuerbilanz , 1994.

Karl-Heinz Mittelsteiner ; Das Verhältnis der Steuerbilanz zur Handelsbilanz, in: Gerd John

Hrsg.), Besteuerung und Unternehmenspolitik (Festschrift für Günter Wöhe), 1989.

Stefan Vogt ; Die Maßgeblichkeit des Handelsbilanzrechts für die Steuerbilanz Reichweite, Rechtfertigung und Perspektiven eines Eckpfeilers unseres Bilanzrecht, 1991.

Rudolf Federmann ; Bilanzierung nach Handelsrecht und Steuerrecht ,Ein Grundriß der Gemeinsamkeiten, Unterschiede und Abhängigkeiten der Einzelabschlüsse mit systematischen Übersichten und unter besonderer Berücksichtigung der Rechnungslegung von Kapitalgesellschaften, 8. Aufl., 1990.

- (2) なお、貸借対照表計上、貸借対照表評価に関する基準性原則の内容とその意義づけに関しては、佐藤誠二著『ドイツ会計規準の探究』森山書店、1998年の第5章～第7章を参照。

第3章 資本市場の国際化とドイツ商法会計

～取引所法、資本調達容易化法、企業領域統制・透明化法との関連で～

第1節 商法会計法と国際化の環境要因

しばしば、会計とは「企業の言語 (language of business)」であるといわれる。言語は一国の社会的、経済的、文化的環境要因の表現でもあり、会計という企業言語も一国のそうした国民経済の環境要因に影響されることは避けられない。ドイツにおける企業構成も会計規範が国際化を指向する上で考慮しなければならないひとつの環境要因を形づくっている。

連邦統計によると、ドイツの場合、1987年の事業所数に基づく企業総数 2,097,790 の内、そのほとんどを個人企業が占め (77.34%)、資本会社は 222,445 社と (10.6%) を数えるにすぎない。また、資本会社のほとんど (99.8%) が有限会社であり、株式合資会社も加えた株式会社数は企業総数からみて僅か 0.13%、実数で 2,780 社と極めて少数である。この 1987 年における企業構成は、今日でも大きな変動はなく依然としてそのまま妥当する。同じく連邦統計に依れば、1992 年現在の資本会社総数は 552,878 社で、3,219 社の株式会社 (株式合資会社を含む) と 549,659 社の有限会社から構成される。3,219 社の株式会社のうち、取引所上場会社は 665 社であり、そのうち 40 社が 1992 年と 1993 年に外国において上場された会社数である。この 40 社から、EU 加盟国もしくは EU 以外の欧州の協定取引国取引所における株式上場会社数を除外すると、その数は 13 社にとどまる。さらに、欧州以外の上場会社に限定すると、その数は BASF AG、Bayer AG、Commerzbank AG、Daimler Benz AG、Deutsche Bank AG、Dresdner Bank AG、Hoechst AG の 7 社に減少する。従って、EU という経済圏を越えて、広く国際資本市場を利用するドイツの株式会社といってもその数は極めて少数であり、こうした企業構成を前提にすれば、国際資本市場の要請に対して会計規範を全面的に対応させることには疑問符が打たれる。(1)

しかし、別の環境要因である資本市場動向でみると事情は異なる。今日、国際資本市場で資本調達を行うドイツの企業に対して、国外の市場と投資家はその決算書に大きな

関心を寄せている。しかし、伝統的に債権者保護と資本維持を目的とするドイツ商法会計法は、こうした投資家に対して十分な情報内容を提供するものではなく、会計規準を市場指向型に転換することが要請されている。この要請は、資本流通にみられる市場動向によって理由づけることもできる。連邦銀行統計によれば、1991年以降、ドイツは純資本輸入国である。有価証券投資に関してみても、ドイツの対外国純資本投資はこの15年間絶えずマイナスで1996年時点で57,179百万マルクに達している。また、諸外国からの対ドイツの純資本投資、有価証券投資は1991年以降、絶えずプラスで推移しており、1996年時点での有価証券の対ドイツ純資本投資は135,320百万マルクにも及んでいる。この統計は、国内資本市場のみではドイツ企業の大きな証券発行を収容する状況にないことを示している。そのため、ドイツ企業は資本増加や証券発行を実施するうえで国外資本市場における取引所上場が強いられ、国外の市場と投資家の情報要請を無視しえない状況になっているといわれている。(2)

第2節 取引所開示規制と商法会計法

さて、こうした環境のなかにあつて、ドイツでは1990年初頭から商法会計規範の国際化問題が大きく浮かび上がってきている。この問題は、IOSCOのIASへの承認を背景に目下、取引所上場企業のコンツェルン決算書に限定して、会計規範のIASないしUS-GAAPへの対応課題として活発に論じられている。

ただし、ドイツの場合、既に、EU域内における会社法調和化の一環として、取引所法(Börsengesetz)の改正によってEUレベルで取引所上場認可に合わせた開示規制の調和化が果たされている。周知のように、ドイツにおいては、EC理事会の会計関連指令を「貸借対照表指令法」に転換させ、それを商法典に新設の第三編「商業帳簿」へと組み込むことによって、1986年より新商法会計法が適用されている。しかも、それに並行するように取引所上場会社に対する発行開示規制に関しても、取引所関連のEU理事会指令の国内法化が引き続き行われてきている。こうした経過は、いわば、商法会計法の国際的対応の序説的段階を示すものであり、商法会計法との関わりでも取引所法の改正内容を取り上げる必要がある。

EC理事会が發布した取引所関連の指令については次のものがある。

(1)「取引所上場認可指令(Börsenzulassungsrichtlinie)」(1979年3月5日付)

- (2) 「取引所目論見書指令 (Börsenprospektrichtlinie)」 (1980年3月17日付) (3)
「期中報告書指令 (Zwischenberichtsrichtlinie)」 (1982年2月15日付)
(4) 「取引所目論見書指令の改正 (Änderung der Börsenprospektrichtlinie)」 (1987年4月7日付)

ドイツはこれらの EU 理事会指令に対して、既存の 1896 年取引所法を部分的に順次、改正することをもって対応をなした。ドイツでは、1986 年取引所上場認可法により、取引所法を改正し、それに応じて 1910 年旧取引所上場認可命令を廃止し、1987 年 5 月より新たな取引所上場認可命令 (Börsenzulassungsverordnung) が施行されるに至っている。

ここで念のため、取引所法及び取引所上場認可命令のうち発行開示規制との関連で基本的内容を概略すると次の通りである。(3)

取引所法に基づく発行開示制度は、公式市場 (Amtlicher Handel)、規制市場 (geregelter Markt)、自由市場 (Freiverkehr) の区分に応じて異なる。このうち、自由市場は、公式登録市場と規制市場に上場されない有価証券の取引を取り扱う、取引所法第 78 条によって認められた正規の流通取引市場である。規制市場と同様、各取引所規則に規定があるが、その内容は抽象的なものが多く開示規制に関してもみるべきものはないので、以下、省略する。

まず、公式市場については、この市場は、国内外の大企業の有価証券を取引対象とする国際的に通用する取引市場であり、取引所法第 3 章「公式市場への有価証券の上場認可」(第 36～49 条)の規定が設けられている。

発行開示規制との関連では、取引所法第 38 条 1 項が根拠規定となる。第 38 条 1 項では、連邦政府は、法規命令によって連邦議会の議決を得て公衆の保護及び正規の取引所取引のため、認可の前提条件、目論見書の記載事項、目論見書の開示時期、上場認可手続の必要な諸規定を定めることができると定めているが、公式市場では、この規定を根拠にして、1987 年取引所上場認可命令第 1 章「公式登録への有価証券の上場認可」(第 1 条～第 52 条)のうち第 2 節第 1 款「目論見書の内容」(第 13 条～第 32 条)において、目論見書の作成を中心とした詳細規定を定めている。とくに、目論見書に記載される決算書関連事項については、第 21 条 発行者の財産・財務・収益状態に関する記載、第 22 条 発行者の会計に関する記載、第 23 条 資金の源泉と用途に関する表作成、第 24 条 資本参加企業に関する記載、第 25 条 1 株あたり利益及び配当金に関する記載、第 26 条 コンツェルン決算書の記載、第 27 条 上場認可社債の発行者の負債に関する記載の諸規定がある。

また、商法典では規定のない期中報告書（Zwischenbericht）の開示義務に関して取引所法第 44b 条を前提とした、取引所認可命令第 2 章第 1 節「期中報告書」（第 53 条～第 62 条）の規定がある。

次に、規制市場とは公式市場の登録条件を満たさないが法的に規制された市場をいい、主に中小規模の株式会社の有価証券取引を対象とする取引市場である。規制市場については、開示を含む上場認可条件は公式市場に比較して厳しくなく、その具体的開示の規定は取引所法第 72 条に基づきドイツ国内の各証券取引所の取引所規則に定められる。なお、規制市場の上場に際して、発行者が作成する書類は、目論見書ではなく企業報告書（Unternehmensbericht）というが、この企業報告書に関しても公式市場に準じて取引所規則に規定される。

さて、以上の取引所法に基づく発行開示規制のうち、商法会計法との関係で指摘すべきは以下の点であろう。

それは、公式市場と規制市場における上場株式会社に対して、取引所法の目論見書等の発行開示規制と商法会計法との連携が取引所上場認可命令において担保されている点である。

取引所上場施行命令第 65 条 1 項及び 2 項は、年度決算書と状況報告書の提供について以下のように規定している。

「(1) 上場認可された有価証券の発行者は、年度決算書及び状況報告書がこの法規命令の適用領域において公開されないときには、その年度決算書と状況報告書を確定後すみやかに支払所において公衆の利用に供さなければならない。

(2) 発行会社が年度決算書もコンツェルン決算書も作成する場合、双方の年度決算書が 1 項の規定に従い、公衆の用に供されねばならない。上場認可委員会はもう一方の年度決算書に常用な追加的記載が含まれないときには、一方の年度決算書のみを公衆の利用に供することを認めることができる。」

この規定は、上場会社に対して年度決算書の公開を義務づけるとともに、上場会社が個別決算書とコンツェルン決算書をともに作成する場合には、一方の年度決算書（具体的にはコンツェルン決算書）のみの公開を許容するものであるが、この規定に応じて、商法典は、証券市場の三区分のうち、公式市場と規制市場に有価証券を上場する資本会社を商法上の大規模資本会社とみなす規定をおいている。

大規模会社については、商法典第 267 条 3 項は次のように規定する。

「大規模資本会社とは、2 項に掲げる三つの指標のうち、少なくとも二つの指標を超えるものをいう。資本会社は、株式または資本会社によって発行されたその他の有価証券が欧州経済共同体加盟国の取引所において公式市場もしくは規制市場で認可されるか、規制自由市場に含まれるかまたは公式市場もしくは規制市場での認可申請が行われているときには、常に大規模資本会社とみなされる。」

ドイツにおける現行の商法典は、資本会社と人的会社の会社法形態の区分の上になら、また資本会社に関しては大中小の規模区分に応じて貸借対照表項目と損益計算書項目の下位分類、附属説明書の報告義務の範囲、法定監査及び公示義務等の規定を段階的に規定する。この場合、公式市場と規制市場における取引所上場ないし認可申請している株式会社は商法上の大規模資本会社と同等の取り扱いをうけることになり、取引所法による上場・非上場の基本的会社区分は、商法典の資本会社の規模区分と連結する。商法上の年度決算書等の作成・開示に関わる実質的な会計規準が取引所法の発行開示規制の基礎に据えられることになる。

しかも、取引所上場認可命令第 21 条 1 項では、目論見書において、発行者の財産状態、財務状態、収益状態につき、貸借対照表、損益計算書、附属説明書、運動貸借対照表 (Bewegungsbilanz)、発行者が持ち分を所有する企業の個別記載事項の目論見書における記載を義務づけている。これは商法典第 264 条 1 項の資本会社の年度決算書の作成義務及び第 264 条 2 項の「財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致した写像伝達」(いわゆる真実且つ公正な写像 true and fair view) に対応し、それにより商法上の一般規範たる「正規の簿記の諸原則 (GoB)」への準拠性と接続せしめている。ただし、取引所上場認可命令が、第 21 条 1 項及び第 23 条において資金の源泉及び用途に関する貸借対照表変動表 (Bilanzentwicklung) もしくは資金計算書 (Kapitaflußrechnung) の形態での運動貸借対照表としての資金情報の開示、第 53 条以降での期中報告書の開示、あるいは第 21 条及び 26 条における一株当たり利益、一株当たり配当金の開示を義務づけ、資本市場指向型の発行開示規制を強化している等の点は商法会計法との相違として注目しておく必要がある。

ところで、取引所上場認可命令は EC 以外に所在地を有する外国企業に対してドイツの商法会計法への準拠を必ずしも義務づけていない。取引所上場認可命令第 22 条及び第 65 条 4 項は、欧州経済共同体以外に居住する発行者について、その年度決算書が、取引所上場認可命令に合致せず、発行者の財産状態、財務状態、収益状態の実質的諸関係に合致し

た写像を示さないときにはその年度決算書に加えて補足的記載を行うことを義務づけているが、この規定によると情報内容さえ充足すれば、必ずしもドイツ法に基づく年度決算書を義務づけていない。ドイツの取引所に上場する外国企業は、ドイツ商法会計法でない資本市場指向の国際的に認められた会計基準（例えば、IAS や GAAP）に準拠した決算書を開示することが許容され、ドイツ国内企業の情報開示面での相対的不利が生ずる余地がある。

ともかく、現行のドイツ取引所法は、EU 域内の資本流通の自由な移動と活性化を目的とする EC 指令を転換して、資本市場における発行開示規制を強めている。しかし、この取引所法にもとづく開示規制は、その実質的法基盤を商法会計法に依存しており、そのために、商法の債権者保護にたった保守主義的会計規制を越えて投資家サイドの情報要求に十分適合し得ないという制約がある。そこに、EC 域内のみならず広く国際資本市場で外国企業と競合するドイツ企業が資本調達面での競争能力を高めるために、資本市場の情報要請に対応しうる商法会計法の改善が求められる素地をみることができよう。

第3節 最近の商法会計法の改正動向

さて、1990年代からドイツ企業が資本市場で世界的に資本調達を促進する可能性に関して活発な論議が始まったが、その目的を達成する上で、商法会計法についても、早急に、国際的に適用可能な会計規準をうみ出す要求がドイツでは存在する。欧州統一市場に関しては、EU 指令を通じて加盟国間の決算書の比較可能性（Vergleichbarkeit）と等価性（Gleichwertigkeit）の目標が設定され、指令の各国国内法における転換は既の実現した。ただし、この EU における会社法調和化も加盟各国の転換選択権を介した、いわば妥協の産物である。

EU 指令では、標準化という意味での統一は意識的に無視され、等価性の定義も欠いていたために、結果として EU 各国の決算書の直接的な比較可能性は導出され得ないといわれている。(4)

しかも、ドイツ法に基づく決算書を EU 外部の取引所上場に際して利用しようとするドイツ企業にとって、一層の問題が提起される。資本需要の拡大しているドイツ企業は、国内法に従い作成される決算書が国際的に承認されず、IAS や GAAP に依拠した決算書の作成が強いられるために多くの負担が課せられている。国際資本市場の影響は、この間、

そうした要請をもちや、無視しえない程に大きくなっているという。(5)

かくて、決算書の等価性問題は EU 域内にとどまらない。特に、ドイツの決算書とアメリカとの決算書との等価性は、アメリカの有価証券及び取引所監督機関（証券取引委員会；SEC）の側にとっては、厳しく否定される。その状況は、今日もほとんどかわりはない。ドイツのコンツェルンは、USA において上場認可を求める場合、相変わらず、US-GAAP に基づくコンツェルン決算書の作成を強いられている。例えば、1993 年、Daimler-Benz 株式会社は HGB に応じたコンツェルン決算書とともに、アメリカの一般に認められた会計原則（GAAP）に基づくコンツェルン決算書をドイツ企業としてはじめて提示した。しかし、HGB に基づくコンツェルン決算書が 615 百万ドイツマルクの年度余剰を、US-GAAP に基づくコンツェルン決算書が 1839 百万ドイツマルクの年度欠損を表示したために、センセーションを起こし厳しく批判にさらされたのはよく知られるところである。また、1995 年に、Deutsche Telekom AG は USA における上場認可の際して、唯一の決算書を作成する試みた。しかし、Deutsche Telekom AG は、HGB から US-GAAP 決算書への調整表を作成せねばならなくなり、その試みに失敗した。US-GAAP に基づくコンツェルン決算書の作成は、企業にとって多大な費用増をもたらしている。にもかかわらず、ドイツでは 1994 年以降、HGB にも IAS にも合致した、いわゆる二元的コンツェルン決算書の作成（Aufstellung eines dualen Konzernabschlusses）が選択されるようになる。Bayer, Hoechst, Schering の各株式会社は、1994 年の営業年度において、ドイツ法に基づく貸借対照表作成選択権をそれを許容する限りで IAS を考慮した。Hoechst AG と Schering AG は、ドイツの HGB 規定と一致しない IAS 規定を明示的に排除したが、二元的な決算書の作成は、こうした条件付きの HGB に応じた貸借対照表作成から別の HGB に応じた貸借対照表作成への変換を意味している。さらに進んで、IAS に適応したのが、Heidelberger Zement AG である。Heidelberger Zement AG はあらゆる追加と限定を伴わずに IAS を適用した。また、1995 年には、Deutsche Bank AG は 1995 年に、HGB-コンツェルン決算書とともに、IAS に基づくコンツェルン決算書を作成するにも至っている。こうした状況のなかで、Börsen Zeitung が 1995 年に実施したアンケートは、HGB-コンツェルン決算書の作成義務が免除され国際的会計規準に基づくコンツェルン決算書の作成されうることを前提に、21 の調査大企業の多数が IAS に対して積極的に評価したことを報じている。(6)

こうした背景のもとで、ドイツでは数年の審議を経た上で本年、二つの法律が議会を通過し商法会計法の一部改正が実現している。「国際資本市場におけるドイツ・コンツェル

ンの競争能力改善および社員消費貸借の受容の容易化のための法律（KapAEG）」（以下、資本調達容易化法）並びに「企業領域における統制及び透明性に関する法律（KonTraG）」（以下、企業領域統制・透明化法）がそれである。この二つの法律の成立により、これまで債権者保護を前提に保守主義的な性格を強く有していたドイツ商法会計法は国際資本市場への対応に向けて大きな一歩を踏み出した。ただし、この対応はあくまでコンツェルン決算書レベルに限定され、年度決算書（個別決算書）に対しては従来と同様の会計法が保持される。国際化へのいわば二元的対応をなしているのがドイツの特徴である。

1. 「資本調達容易化法」による商法改正(7)

ドイツでは「資本調達容易化法」が1998年年4月に施行されたことによって、商法会計法が一部、改正された。この法律は、まず1996年6月に連邦法務省により発案され、この法務省案がさらに公聴会等による各界の意見聴取を得て修正され、同年12月の閣議による連邦政府法案として承認後、その政府法案が1997年1月に連邦参議院において意見決定をみ、次いで連邦参議院の意見に対する連邦政府の見解を添えて同年3月に連邦議会に提出、その後、大幅に変更された修正法案がドイツ版ビックバンを進める「第三次金融市場振興法案」とともに連邦議会での審議の上、1998年2月13日付で可決、3月27日に連邦参議院決議を経て、4月をもって施行されるに至った。

この「資本調達容易化法」は「雇用および投資のためのアクションプログラム」の一部として位置づけられており、主として商法の一部改正を通じて、外国企業に比較して会計法制上、差別的状況にあるドイツ・コンツェルンの負担を軽減し、もって国内外の資本市場におけるドイツ・コンツェルンの資本調達面での競争条件を改善すること、つまり資本調達の容易化にその役割が期待されている。すなわち、本法律の目的は、1996年の政府法案の目標設定において、「外国の資本市場での資本調達を目的に、国際的会計諸原則もしくは外国法に基づくコンツェルン決算書を作成しなければならないドイツ・コンツェルンの負担軽減に資する。」と述べられるように、商法会計法の一部改正によって、ドイツ・コンツェルンの親企業で外国の資本市場に上場し、IASもしくは外国会計基準、特にUS-GAAPに依拠したコンツェルン決算書を作成するものについて、一定の条件のもとで、ドイツ商法に依るコンツェルン決算書の作成義務を免責する点にある。さらに、本法律は、立法化の最終段階で外国だけでなく国内の資本市場に上場する親企業にまでその免責範囲を拡張させたが、それらの措置により、ドイツ・コンツェルンの会計法上の不利益と過度

の負担を回避し、国際的に認められた会計基準に依拠した投資家向けのコンツェルン決算書を通じて国内外の資本市場において競合関係にある外国企業に対する自国コンツェルンの競争能力を高めて、現在、必ずしも充足し得ていない資本供給をより円滑化することに、その立法の目的がある。

資本調達容易化法は、次の商法典第 292a 条の新設をもってこの目的を果たしている。

「第 292a 条 作成義務の免責

(1) コンツェルンの親企業である取引所上場の企業は、2 項の要件に合致するコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成しかつそれを第 325 条、第 328 条に従い、ドイツ語およびドイツマルクで公示しているときには、本節の規定に基づくコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成する必要はない。免責される書類を公示する場合、ドイツ法に基づき作成されていないコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を対象としていることが明示的に指摘されねばならない。

(2) コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書は、次の各号に該当する場合には作成を免責される。

1. 作成を免責されるコンツェルン決算書に、親企業およびその子企業が第 295 条、第 296 条に抵触することなく組み入れられたとき、
 2. コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が
 - a) 国際的に認められた会計原則に基づき作成されたとき、
 - b) 指令 83/349/EWG、および場合によっては信用機関および保険企業に対して第 291 条 2 項第 2 段で掲げられた指令と一致しているとき、
 3. それにより作成された書類の表明力が、本節の規定に基づいて作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の表明力と等価であるとき、
 4. 附属説明書またはコンツェルン決算書に関する説明に、以下の記載が含まれる場合
 - a) 用いられた会計原則の名称、
 - b) ドイツ法から離脱する貸借対照表計上方法、評価方法、連結方法に関する説明、および
 5. 免責される書類が、第 318 条に定められた決算書監査人により監査されかつ加えて当該決算書監査人により、免責の条件が備わっていることが確認されたとき、
- (3) 連邦法務省は、2 項 3 号にもとづき等価になるために、親企業のコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書がどの条件を個別に満たさなければならないのか、連

邦大蔵省及び連邦経済省との協議の上、法規命令によって決定することができる。これは、適用すれば等価性が与えられる会計原則を指示する様式でも行うことができる。」

さて、結論的に言えば、「資本調達容易化法」それ自体は、ドイツの商法会計法制を改革させるものではない。ドイツ固有の商法会計法を保持して、資本市場に上場される一部の自国コンツェルン親企業のコンツェルン決算書に対してのみ特例的にドイツ法の適用を免除し、もって自国企業の不利益を解除することにその力点がある。しかし、その立法経過において、ドイツ法 対 アングロサクソン流の IAS、US-GAAP の構図のなかで、グローバル化に対する適応の錯綜した状況もみられる。初期の法務省案の段階で、それがドイツの立法権限に抵触する内容を含むのか、慎重性原則、税務上の利益算定に対する商事貸借対照表の基準性原則に影響を及ぼし、ドイツ固有の保守主義的利益確定規範の改革を迫るものなのか、等に関して各界から厳しい批判が提起され、法務省案の修正を経て、結果的に必要最小限に線引きされた商法改正案へと収斂していった経緯がある。また、他方において、立法の最終側面に至って、連邦議会の修正により本法律の免責規定（商法典第 292a）は 2004 年までの暫定的な時限立法とされ、国際会計基準に適応させるべくコンツェルン商法会計法の抜本的な改正が予定されるなど将来をにらんだ大きな軌道修正もみられる。

ただし、法務委員会の決議勧告も示すように、「資本調達容易化法」は、IASC との国際的基準設定への共同作業に対するドイツの影響力を強めるため、審議を重ねてきた民間ないし法務省下の会計委員会（Rechnungslegungsgremium）の創設のための法規定を早急に整備することを求めている。そこで、議会の任期満了を控えた法務委員会はこの会計委員会に対する法的解決策を次の「企業領域統制・透明化法」に委ねたのである。

2. 「企業領域統制・透明化法」による商法改正(8)

「資本調達容易化法」と同時並行的に審議の重ねられてきた「企業領域統制・透明化法」がほぼ 4 年の歳月を経て本年 5 月より施行された。本法律は株式会社の監査役会と決算書監査人の監督とも関連した 90 年代当初に生じたセンセーショナルな企業批判を契機に、連邦経済省と連邦法務省の共同指揮下で組織された作業部会の「企業領域／銀行におけるコントロールと透明性」を土台に、1996 年 11 月 22 日付で第一次政府法案が提出され、それが社会民主党（SPD）の作成した「ドイツ経済における透明性の改善及び権力集中の制限に関する法案」とともに 1997 年 1 月の法務委員会公聴会での討議を経て、1997

年 11 月 6 日付の第二次政府法案が閣議にて承認、その後、この政府法案が連邦議会と連邦参議院においてそれぞれ本年の 3 月 5 日と 3 月 27 日に決議の上、本年 5 月 1 日をもって施行された。本法律は、ドイツ株式法における監督システムの不安の増大と取引所上場企業にとっての国際資本市場の重要性の高まりを背景に、株式法、商法等の関連法規を改正し、もって内部及び外部の企業監視統制を改善し、また、すべての領域における資本市場参加者に対して企業内容を透明化することに目的を有している。

商法会計法との関連では特に次の改正が注目される（監査規定は除く）。

第一に、商法典第 297 条 1 項に、「取引所上場の親企業の法定代理人は、資金計算書（Kapitalflußrechnungen）及びセグメント報告を追加しコンツェルン附属説明書を拡張しなければならない。」の一文が、また第 289 条 1 項に、状況報告書には資本会社の営業経過と状況を記述する「その場合、将来の発展に対するリスクも取り上げねばならない。」の挿入句がそれぞれ加えられた点である。そこに、国際的には、少なくとも上場企業に一般的な資金情報、セグメント情報あるいはリスク情報に関して附属説明書及び状況報告書の報告と開示の拡張が図られ、それを通じて、投資家ないし資本市場指向的な国際的標準への適応が鮮明に打ち出されている。なお、法務委員会によると、商法典第 297 条 1 項は、資金計算書とセグメント報告の作成に関して個別の前提を規定することを断念しているという。これは次に述べる会計委員会の任務であり、そのことをもって国際的標準（例えば IAS）に対応することが可能になるとしている。

第二に重要なのは、「資本調達容易化法」から引き継いだ会計委員会の創設にある。商法典第 3 篇 4 章第 5 章「私的会計委員会；会計審議会（privat Rechnungslegungsgremium；Rechnungslegungsbeirat）」が新設され次の規定が定められた。

「第 342 条 私的会計委員会

(1) 連邦法務省は、私法上組織された機関を協定により承認しかつその機関に次の任務を委ねることができる。

1. コンツェルン会計の諸原則を適用させるための勧告の開発
2. 会計規定に関する立法手続きに際しての連邦法務省への助言、および
3. 国際的な標準設定委員会におけるドイツ連邦共和国の代表。

しかし、かかる機関は、その手員に基づき、当該の勧告が独立的でかつ専ら会計従事者により、専門的利害を有する公衆が参加する手続きの中で開発され、かつ決議されることの確保されるもののみが認められる。企業または会計従事者の組織がかかる機関の

構成員であるかぎり、構成員の権限は会計 従事者によつてのみに行使されうる。

(2)連邦法務書により公示された、第 1 項 1 文に基づき認められる機関の勧告が遵守されるときに限り、コンツェルン会計に関わる正規の簿記の諸原則が遵守されているものとみなされる。」

「第 342a 条 会計審議会

(1)連邦法務省のもとに第 9 号を留保の上、第 342 条 1 項 1 文に従う任務を有する会計審議会が設けられる。

(2)会計審議会は以下のものから構成される。

- 1.議長としての連邦法務省の代表者 1 名、並びに連邦財務省及び連邦経済省の代表者各 1 名、
- 2.企業の代表者 4 名、
- 3.経済監査を行う職業人の代表 4 名、
- 4.大学教授の代表者 2 名。

(3)会計審議会の構成員は連邦法務省より任命される。会計従事者のみが構成員として任命されなければならない。

(4)会計審議会の構成員は独立しかつ指示に縛られない。当審議会での活動は無報酬である。

(5)連邦法務省は審議会に対して職務規程を公布することができる。

(6)審議会は特定の専門領域に関して専門委員会及び作業部会を設定することができる。

(7)審議会、その専門委員会及び作業部会は会員の少なくとも 3 分の 2 の出席により決議を行うことができる。採決には過半数の得票、可否同数の場合には議長の投票により決定される。

(8)会計審議会の勧告については第 342 条 2 項が準用される。

(9)連邦法務省が第 342 条 1 項に基づく機関を認める限り、本条第 1 項に基づく会計審議会は設けられない。」

法務委員会によれば、この商法典第 342 条及び第 342a 条において会計委員会 (Rechnungslegungsgremium) の導入を図ったのは次の背景によるという。すなわち、今日、会計領域では標準化 (Standardisierung) が国際的な慣行となっているが、その場合、標準の設定は通常、USA における財務会計審議会 (FASB) や国際会計基準委員会 (IASB) など

の民間が担っている。ドイツではそうした民間の手による標準（基準）設定機関は存在せず、国際的な標準化のプロセス、とくに IASC の活動にドイツの影響が及ばないという批判が高まっている。また、IASC 自身もドイツの国内標準化委員会との共同作業を強化する構想を打ち出したため、ドイツにおいて会計委員会を速やかに創設することが求められている。会計委員会の創設が民間主導で実現されるなら、IASC への影響という意味でもドイツにとって大きなメリットであり、立法者は経済界自らが主導してそうした機関を設立することを期待し、民間委員会の設立のための枠組み条件のみを定めた。そして、もしこの期待に反して、委員会の設立を民間が担うことにならない場合、それに代替するものとして、商法典第 342a 条は法務省に会計審議会を設置することを定めたのだと。

ドイツではこの新规定を受けて、IASC、FASB に対等しうる「ドイツ会計基準委員会（Deutsche Rechnungslegungs Standard Committee, DRSC、英文表記は German Accounting Standard Committee, GASC）なる機関が既に創設されている。このドイツ会計基準委員会の創設は、ドイツの立法主権と商法会計法の特質（保守主義と基準性原則）を維持しながら、通貨換算、リース取引、セグメント、キャッシュフロー、デリバティブといった未解決の会計問題に対して IAS, GAAP という会計基準の利用を委員会の勧告・助言を通じて迂回的に適用させる点に積極的意味を有している。なお、法務委員会によれば、委員会の勧告・開発は IASC の国際的な標準化作業と密接に関連しているが、それは明確にコンツェルン決算書に限定され、目下のところドイツでは特に取引所上場企業にとって意味を有するにすぎないとされている。

第 4 節 むすびに代えて

既に見てきたように、ドイツにおいては取引所上場のコンツェルン企業の親会社に対して、国際資本市場の競争能力を高める上での商法会計法の改正が相次いで実現した。他方、ドイツでは、既に 1986 年に EU 域内での資本流通の自由な活性化を目的に取引所法の改正が実施された。本稿では取り上げなかったが、この 1986 年取引所法もその後の資本市場の国際化の進展のなかで、第一次、二次、三次の金融市場振興法を通じて国際標準に沿うべく漸次、改革の波にさらされている。先の商法改正もかかる取引所法の発行開示規制と密接に絡み合って進行しているのが特徴である。しかし、それはあくまで、コンツェルン商法会計法のレベルの変化であり、個別決算書に関しては従来の法と変わるところはな

い。いわば二元的対応が国際的調和化策として採用されている。

確かに、ドイツは IAS の改訂作業の完了を見込んで、コンツェルン商法会計法に関して 2004 年を目安に抜本的改正を予定し、国際標準に向かって全面的対応の方向に歩みだしている。しかし、その場合であっても、憲法上の立法主権は侵害されず、ドイツ固有の慎重性原則あるいは税務上の利益算定に対する商事貸借対照表の基準性原則も保持されると立法者は力説している。しかし、こうした方向付けに対して学会でも実務界でも大きな疑念と批判が投げかけられている。とくに、今回創設されたドイツ会計基準委員会によって資本市場指向型の国際基準 (IAS) が導入された場合、そこに保守主義的な特質を持つドイツ固有の会計規範たる正規の簿記の諸原則との整合性をどう保ちうるのかが議論の中心になってくるだろう。いまのところ、商法会計法の改正は情報提供目的のみに資するものといわれる。しかし、会計が利益算定機構として機能している以上、その改正は利益決定になんらかの含意をもつはずである。それは一体何か。利益算定規範である正規の簿記の諸原則との関連が問われることによってこの内容が明らかになってくるものと思われる。いずれにせよ、会計は社会制度として存在している。ドイツにおける社会制度としての会計制度が今後、国際的にも国内的にもどのように社会の合意をつくりあげていくのか、関心は絶えない。

(1) (2) 同じ指摘として次を参照。

Karlheinz Küting und Sven Hayn ; Der internationale Konzernabschluß als Eintrittskarte zum weltweiten Kapitalmarkt, in:BB,1995,S.664-665.

なお、統計数値については、

Statistische Bundesamt ; Statistische Jahrbuch 1990,1994.

Deutsche Börsen ; Jahresbericht der Deutschen Börsen1993.

Deutscher Bundestag ; Jahresgutachten 1997/1998 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung,Drucksach 13/9090,1997.

(3) 以下、取引所法及び取引所上場認可命令の法資料に関しては次を参照。

Eberhard Schwark ; Börsengesetz,Kommentar zum Börsengesetz und zu den börsenrechtlichen Nebenbestimmungen,2.Aufl.,1994.

(4) Küting /Hayn は、この点に関して、次のように述べている。「EU 内部の会社法調和化

をもって、加盟国における個別決算書とコンツェルン決算書の等価的形が目的とされた。標準化という意味での統一は意識的に無視された。等価的決算書の定義を欠いていたために、この調和化過程の結果として、個々の決算書データの比較可能性は与えられないという事実が存在している。」確かに、指令の国内法転換に伴い、報告が量的にも質的にも極めて変化した。また、決算書の様々に算定される数値の比較可能の欠在は、特に、附属説明書データによって修正されることになっている。しかし、結果として次の点が指摘しうるという。

「1.公開される国内決算書に基づいては、結局、EUにおける異なる参加国の二つの決算書の直接的比較可能性は導出され得ない。

2.その種の直接的比較可能性が考慮にいれられた否かは疑問である。法の均衡という目標設定は、国民経済的に方向づけられ、第一に、社員と第三者の保護に資せられた。ローマ条約の文言へのこの狭い解釈に基づいて、多くの政府代表者は、対応措置を進展させる必要をみていない。」

Karlheinz Küting und Sven Hayn ; a.a.O., S.662.

(5) Wolfgang Dieter Budde, Müssen die Börsennotierten Gesellschaften einige Wege gehen, in:

Wolfgang Ballwieser, Hans Joachim Brockung, Jochen Drukarczyk, Reinhart H. Schmit (Hrsg.), Bilanzrecht und Kapitalmarkt, 1994, S.81.

(6) この点の詳細は、

Karlheinz Küting und Sven Hayn ; a.a.O., S.663-664.

(7) 以下、資本調達容易化法の立法資料に関しては次を参照。

Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG), in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/7141, 1997.

Beschlusempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung, in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/9909, 1998.

Gesetzesbeschluß der Deutschen Bundestages, Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG), in: Bundesrat Drucksache 137/98, 1998.

(8) 以下、コントロール・透明化法の立法資料に関しては次を参照。

Gesetzesbeschluß des Deutschen Bundestages, Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG), in: Bundesrat Drucksache 203/98, 1998.

Beschlußempfehlung und des Rechtsausschusses (6. Ausschuß) zu dem a) Gesetzentwurf der Bundesregierung-Drucksache 13/9712-Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) , in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/10038, 1998.

第4章 ドイツ商法会計法と将来予測情報

～資本市場指向の情報開示の導入の可能性～

第1節 ドイツ商法会計の保守主義的特質と将来予測情報の開示

既に述べたように、ドイツの会計制度は商法を中心として構成される商法会計制度である。この制定法たる商法の支配に基づく会計制度は伝統的に債権者保護と資本維持を会計目的の中心におき、保守主義的な性格を今日においても依然として保持している。したがって、目下、国際的に論議されている資本市場指向の将来予測情報の開示要請の問題を取り上げるにしても、かかる商法会計制度のドイツ的個性が絶えず、関連づけられることになる。いうまでもなく、ドイツにおいてもリース会計、ファクタリング会計、外貨換算会計、年金会計、金融（派生）商品会計といった伝統的会計の枠組みの変更を求める将来予測に依拠した会計事象（会計取引）が急速に進展している。ただし、それらの会計事象への対応問題は、ドイツ固有の商法会計制度の枠組のなかでいかに会計規準（Bilanzregeln）の調整をおこなうかという課題として論じられている。

一般的に、ドイツを含む大陸ヨーロッパ型の会計規準の特徴として、会計報告の目標設定は情報伝達だけでなく資本維持の利害において配当可能利益の慎重な算定にもあり、ここでは慎重性の原則は期間適合的利益算定の目標に対して優先性を有しているといわれている。これに対して、いわゆる英米を中心としたアングロサクソン（慣習法）型の国では、法律は会計報告の原則と方法に関して詳細に規定することはなく、個々の会計処理を確定することは会計専門職と証券監督局の設定する会計規準（慣習法型の国では正確には会計基準 accounting standard）に委ねられている。この場合、会計規準は投資家の利害を優先させ「業績（performance）」の公正な表示に重点を置くため、秘密積立金の形成を導く慎重な利益算定は制限され、財務諸表は課税の基礎になることもないといわれる。大陸ヨーロッパ型に属するドイツの場合、会計は制定法たる商法に支配され、商法では債権者保護から導出される慎重性原則によって貸借対照表積極側の過小評価と消極側の過大評価が

許容され、かかる慎重な配当可能利益の算定が秘密積立金の形成と結合することは相応の範囲において許容される。また、そうした慎重な利益算定がよりよい商人の慣行に合致しており、いわゆる商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性原則 (Maßgeblichkeitsprinzip) を通じて課税所得算定の基礎におかれているという。ドイツでは、主要な信用供与者としてのいわゆるユニバーサル銀行の強い企業統治のもとに債権者保護と企業資本維持の目的が基礎的会計風土を形成しており、かかる会計風土のなかで保守主義的 (慎重性原則に支配された) なドイツ固有の会計規準が構成されていると一般的にみられている。

従って、将来予測要素の導入・拡大を求める新しい会計事象に関しても、ドイツの場合、投資家の意志決定に資する情報課題として取り扱うことであってもそれは副次的である。むしろ、商法会計制度の保守主義的なドイツ的会計規準のなかで新たな会計事象にむけた会計規準の解釈見直し論として今日、議論されている。ただしドイツでは、1990年代にはいって商法会計法が相次いで改正され、そこで従来にはない将来事象に関わる諸規定が新規に設けられるにいたっている。具体的には、銀行及び保険の特殊業種とコンツェルン決算書に関わる商法会計法の改革過程において、いわばアングロサクソン型の投資家指向にたった将来事象の記載・開示規制が中心的課題として設定されている。これらは既存の保守主義的な商法会計規準を保持しつつ、他方において資本市場と密接な関連をもつ特定業種、コンツェルン上場親企業に対して限定的な会計規準の改革を通じてアングロサクソン型の将来予測方式の移入をはかったものとみることができる。

そこでこの章では、まず会計上の認識と測定に関するドイツ商法会計の基本的枠組を整理する。次いで、未履行取引の新しい会計事象に対しどのような会計規準の解釈論が提起されているのか紹介し、さらに近年のドイツ商法会計法の改革過程を取り上げて、会計規準の国際的調和化の主要課題である将来予測情報の開示問題がそこでどう位置づけられているのか若干の検討を試みてみたい。(1)

第2節 会計上の認識と測定に関する基本的枠組

1. 会計上の認識 (貸借対照表能力) の基本的枠組

ドイツの商法典第242条1項は、「商人は、自己の営業の開始にあたって、且つすべての営業年度の終了にあたって、自己の財産と負債との関係を表示する決算書 (開始貸借対照表、貸借対照表) を作成しなければならない。」とし、貸借対照表において財産と負債

とが対置することを定めている。また、貸借対照表の具体的内容は、商法典第 247 条 1 項において、次のごとく規定される。「貸借対照表においては、固定資産及び流動資産、自己資本、負債ならびに計算区分項目を別個に表示し、且つ、十分に分類しなければならない。」さらに、商法典第 266 条「貸借対照表の項目分類」においては、一連の財産と負債項目が列挙されてはいるが、しかし、貸借対照表能力としてなにをもって理解するかは、立法者は法文において明示しておらず、それは一般条項としての正規の簿記の諸原則の解釈に委ねられている。

この場合、ドイツにおける正規の簿記の諸原則論は、貸借対照表における積極側、消極側の計上能力（抽象的貸借対照表能力）を財産対象物、負債の存在要件にみている。財産対象物の存在に関しては、独立した売却可能性（商取引、法的取引の対象としての独立した処分可能性）、事業財産への帰属性が決定的規準をなし、負債の存在については、経済的負担の存在、給付義務の存在、給付の計量化可能性、独立した評価可能性の要件を提示している。ここで商事貸借対照表における具体的な貸借対照表への計上（具体的貸借対照表能力）は、商法上、貸借対照表計上禁止規定の定められていないことを前提とするが、ここで注意すべき点は、商法上、財産対象物と負債の存在要件を伴わない貸借対照表項目の計上選択権が付与されている点である。計上選択権は商法典第 246 条の完全性原則における「法律上、別段の定めがない限り」の文言がその存在を許容することになるが、この計上選択権の付与されるのが、貸借対照表積極側における計算限定項目と貸借対照表補助項目であり、消極側における費用性引当金、潜在的租税に対する引当金、自己資本、価値修正項目、準備金的部分を伴う特別項目である。これらは、期間適合的利益計算目的、破産回避（配当抑制）目的、逆基準性原則に基づく商事貸借対照表と税務貸借対照表との差額調整の観点から特別に許容されると捉えられている。

このように、ドイツの場合、会計上の認識（貸借対照表能力）は財産対象物と負債の存在を基本的メルクマールとして構成されている。ただし、会計上の認識領域の拡大という側面も含まれている。ここで、特に次の点は注目されうるだろう。

それは、正規の簿記の諸原則論が貸借対照表積極側と消極側の貸借対照表能力の拡大を説いている点である。すなわち、商法上の正規の簿記の諸原則は、貸借対照表積極側としての財産対象物概念について「法的所有」と「経済的所有（wirtschaftliches Eigentum）」とが一致しない場合、実質的支配を観点から「経済的所有」を優先させるという税法上の「積極的経済財」概念との内容上の同義性を認める。また、貸借対照表消極側としての負

債に関しても税法上の「消極的経済財」との同義性を認めた。とくに消極項目としての引当金については公法上の義務、実質的義務の要件を基礎に民法上の義務関係を越えた経済的実質論理にたつ負債概念の拡張を認めている。その背景にはリース取引、ファクタリング取引、現先取引、信託取引、引当金といった将来事象に関わる取引が進展しており、かかる取引に対して経済的・実質的帰属を取り入れ貸借対照表能力の拡大が図られているとみることができる。しかも、現行商法において、債務性引当金に加えて、第三者への義務を前提としない「費用性引当金」が選択的ではあるが導入された点も注目される。この費用性引当金は期間適合的利益計算を論理軸として、従来、計上の禁止されていた将来支出・費用の計上を許容している。費用性引当金は「将来の回避しえない具体的将来の費用に対する準備」として位置づけられ、そこにおいて将来リスクに対する引当金の設定を可能にする道を切り開いているといえよう。

2. 会計上の測定（貸借対照表評価）の基本的枠組

さて、ドイツの商法は会計上の認識（貸借対照表能力）だけでなく、測定（貸借対照表評価）に関しても慎重性原則を基軸に保守主義的な性格を有している。

現行の商法典は、第 252 条 1 項 1 号から 6 号において、貸借対照表同一性原則、継続企業原則、個別評価原則、慎重性原則・実現原則・不均等原則、期間限定原則、評価方法継続性原則の商人一般に適用される一般的評価原則を掲示している。これらは、従来のドイツの会計実務で広範に容認された正規の簿記の諸原則に合致した基本原則を法文上明示化した点に特徴があるが、その内容は慎重性原則を基軸に保守主義的性格を強く有するものとなっている。すなわち、上の一般的評価原則のもとでは、調達原価ないし製作原価を原則適用として、その他の価値尺度（いわゆる時価）の適用は保守主義的立場から容認される。財産対象物の低価原則、債務の最高価値原則はかかる保守主義的性格を反映したものにほかならない。

具体的にいえば、商法典第 253 条 2 項に従い、ドイツにおける商事貸借対照表では財産対象物は調達原価ないし製作原価で、債務は償還額で、定期金債務は現金価値で、引当金は「理性的な商人の判断」に基づき必要とされる金額で評価されなければならない。さらに、資本会社に関しては、引受済資本金の額面額で評価される。これらのいわゆる出発価値（Ausgangswert）は、さらに、一定の条件のもとで修正価値（Korrekturwert）の適用が認められる。資本会社の場合、固定資産と流動資産に対してその都度、所定のより低い修

正価値（時価）の適用が規定されるが、個人商人と人的商事会社に関しては、積極側につき規定される価値計上額が価値上限として存在し、理性的な商人の判断の枠内でのより低い修正価値（時価）の適用が可能となっている。商法上の出発価値、修正価値を整理すれば次の通りである。

(1) 調達原価、(2) 製作原価、(3) 決算日に付すべきより低い価値、(4) 取引所価格もしくは市場価値から導出すべき価値、(5) 理性的な商人の判断に基づき必要とされる価値、(6) 税法規定に基づき許容されるより低い価値

商法の評価規準は取得原価主義（調達原価もしくは製作原価を出発価値）を採用し、その上で低価原則、最高価値原則のもとで減額記入や付すべき価値、市場価値・取引所価値、理性的な商人の判断に基づく価値等の修正価値（いわゆる時価）の適用がみとめらるが、その適用に際しては評価選択権が企業に付与されているのが特徴である。しかも、評価尺度の適用選択に加えて、出発価値、修正価値のいずれにも算入、見積の範囲において選択権も与えられ、かかる二重の評価選択権のなかに、将来要素導入に対する裁量の余地が存在している。

しかもこの場合、重要なのはドイツ固有の評価規準である「理性的な商人の判断」の位置づけにある。この評価規準は、財産対象物（固定資産と流動資産）と引当金の評価にあたって恣意的な秘密積立金の設定を回避する目的で規定されたドイツ固有の評価規準ではあるが、「商人の理性的根拠」が多様に解釈可能であって、幅広い価値選択を可能にするとみられている。現行商法は旧法同様、この「理性的な商人の判断」規準を保持しているが、それは保守主義に支えられながら財産対象物と引当金の評価に際して不確定な将来予測要素を導入し評価政策の弾力的運用を可能にするものと捉えられている。

第3節 将来予測に対する新しい会計課題

ところで、ドイツのいわば保守主義的な認識と測定に関する会計の枠組も新しい会計事象（会計取引）の展開に対して、会計規準の解釈の見直しが迫られている。以下では、かかる会計規準の見直し論に関して、将来予測要素に関わる「未履行取引」たる金融取引の認識と測定問題に限定して紹介してみることにしよう。

1. 未履行取引と評価単位の形成

商法典第 249 条 1 項 1 文では、「引当金は、不確定債務に対して、且つ、未履行取引から発生のおそれのある損失に対して設定されなければならない。」と規定している。ここで、「未履行取引 (schwebende Geschäfte)」とは、商人が契約を締結し、その契約が契約者双方によって未決の状態の取引をいう。この未履行取引そのものに貸借対照表能力はないが、同一取引からの給付と反対給付の相殺計算を前提に、反対給付の価値が給付の価値を上回るとき、つまり債務超過が生ずる場合には、商法典第 249 条 1 項 1 文に依りて、未履行取引から発生するおそれのある損失に対する引当金 (偶発損失引当金) を形成しなければならない。その金額は、一般的見解によれば給付価値を上回る反対給付額となっており、かかる支配的な会計実務を前提として、商法典では、未履行取引からの偶発損失引当金が、経済的一体性の観点から個別評価原則が合理づけられ、相殺計算による差額という形態での計上が義務づけられている。

しかし、ここでいう「未履行取引」に対して、評価単位の設定をいかなる場合に許容するのかという点に関して、一般的に認められた会計規準は存在しないといわれる。コメントールによると、一定の包括すべき取引 (評価単位) の経済的損益を残高計算することは、そうしなければ財産・財務・収益状態が適切には描写されないために、そこに大きな関心が寄せられるという。しかも、かかる関心は、事業活動の国際化によって益々、重要性を帯びてきている先物取引、オプション取引、外国為替取引、利子保証取引、そしていわゆる金融派生商品の場合に明確であり、これらの場合、評価単位に包括されるべき取引は、リスク相殺を目的とした意図 (補償意図) を切り放せるか否かが問われているという。評価単位の形成にとって、当該の取引が補償均衡的に対置することは必ずしも要請されず、内的関連が与えられれば、契約当事者、期限、契約の範囲 (数量と金額) は同一である必要はなく、契約対象物 (通貨、有価証券、商品) の種類についても、全体リスクの補償といういみでの交換可能性で満足されるという主張も提示されている。

他方、未履行取引からの偶発損失引当金には、実現原則に関連した認識問題も提起される。すなわち、偶発損失引当金を設定する場合、損失をもたらす未決取引の外部で生ずる正の成果貢献額 (未実現利益) が考慮されるのか否かという問題も存在する。しかし、文献においては、将来獲得される利益の考慮が実現原則に違反するため、広範に否定されているという。したがって、ここでは依然として実現原則、不均等原則が保持されているといつてよい。

ともあれ、商法により計上の義務づけられる未履行取引からの偶発損失引当金について、

評価単位の設定の可能性や実現原則との関連性をめぐって、新たな問題が提起されている。そして、その問題は未履行取引を含んだ金融商品取引というの現代取引の典型形態において具体的に現れているといえるだろう。

2. 新金融取引の進展と未実現損益の認識

今日、広く国際的な取引を大規模に行う企業は、為替相場と利子率の変動から生ずる大きなリスクを負っている。そして、かかるリスクを回避する補償手段として、企業は、ヘッジ効果のある金融取引と先物取引（フューチャー）、オプション、スワップといった金融派生商品の新取引を多様に利用してきている。しかし、これらの補償目的の新金融取引は、契約時には未決の未履行取引であり、貸借対照表能力の存在しないオフバランス項目である。そして、現行のドイツ商法典では、こうした未履行取引については、そこから生ずる偶発損失についてのみ引当金の設定を義務づけている。しかし、その場合でも、未履行取引の評価単位の範囲をどのように限定するのか（基礎取引と補償目的の金融取引を一体のものとみなすか否か）という点に関して、未だ、明確な会計規準は存在していないのが現状である。しかも、評価単位の範囲決定は、商法典第 252 条 1 項の一般的評価原則との関係でも大きな問題を投げかけている。第 252 条 1 項に掲げられる個別評価原則に基づけば、かかる補償目的の新金融取引の場合、基礎取引と一体となった評価単位は形成されず、それらの取引は個別に評価されなければならない。また、慎重性原則とそれを支える不均等原則、実現原則によれば、未実現損失のみの見越計上が義務づけられ、未実現利益は認識されることはない。従って、この一般的評価原則の適用のもとでは、基礎取引（ないし補償取引）からの負の評価結果は、損益作用的に引当金もしくは減額記入として把握され、これに対して、補償取引（ないし基礎取引）からの正の評価結果は考慮されることはない。また、ドイツ商法典は、その第 252 条 2 項で、「根拠ある例外事例」において一般的評価規定の離脱を定めているが、この規定はあくまで特殊な例外的事例を想定したものであって、企業実務、とりわけ信用機関において一般的慣行となつていいる補償取引（金融取引）に必ずしも、適応しているものでもない。かくして、現在のドイツでは、評価単位の設定問題に関連して、個別評価原則や実現原則・不均等原則の解釈の見直しや、そこにおける正規の簿記の諸原則の位置づけをめぐって、多くの議論が繰り返されている。

この点、最近のドイツにおける議論は、現行商法典の枠組みの中で、実現原則、不均等原則という伝統的な保守主義的な利益確定規範を依然として維持しつつも、金融革新によ

る新金融取引という質量ともに拡大化した取引領域に対して、基礎取引と補償取引との一体的な評価単位の形成と未実現損益の相殺計算をどう合法化するかに関わって展開されている。その場合、実現原則のゆるやかな解釈によって未実現利益の認識と評価単位内の未実現損失との相殺計算を行うことは、商法典第 264 条 2 項に基づく「実質的諸関係に合致した写像」の情報開示要請に応えるものと捉えられるのである。こうした近年のドイツの議論には商法典第 340h 条における通貨換算規定の新設が大きな背景になっている。後述するように、ドイツでは、1990 年「銀行貸借対照表指令法（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）」の成立によって、従来、信用制度法を基づいて適用されてきた信用機関に対する会計規準は、商法典に収容されることになったが、そこにおける商法典第 340h 条の新規定は、信用機関の外貨建の財産対象物、負債及び先物取引に対して、「特別の補償」（同一通貨、同一金額、同一期日の条件での）を前提として、基礎取引と補償取引との一体化した評価単位の形成と通貨換算から生ずる未実現利益の認識を認めるに至っている。かかる一体的な評価単位を認める新規定を拡大解釈して、一般事業会社や金融革新による新金融取引一般への適用が可能か否かが今、ドイツで問われている。

第 4 節 最近の商法会計法の改正と将来予測の導入

ドイツでは、1990 年代に入り商法の部分的改正が相次いで行われている。すなわち、EU 指令を転換した 1990 年の「銀行貸借対照表指令法（Bankbilanzrichtlinie-Gesetz）」並びに 1994 年の「保険貸借対照表指令法（Versicherungsbilanzrichtlinie-Gesetz）」の成立を経て、1985 年商法典の一部改正がなされ、銀行及び保険という特定業種に関して新会計規準が商法典に組み入れられた。それらは商法典第三篇「商業帳簿」の第四章「一定業種に関する補完規定」のなかで第一節の「信用機関に関する補完規定」（第 340 条～ 340o 条）と第二節の「保険企業に関する補完規定」（第 341 条～ 341o 条）として構成されている。さらに、ドイツ企業の国際的資本市場への進出と国際証券監督機構（IOSCO）の国際会計基準（IAS）への承認を背景に、コンツェルン決算書を中心に商法会計法の改革が今年、実現した。「国際資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争能力改善および社員消費貸借の受容の容易化のための法律（KapAEG）」並びに「企業領域におけるコントロール及び透明性に関する法律（KonTraG）」の二法の成立により商法が一部改正され債権者保護を前提に保守主義的な性格を強く有していたドイツ商法会計法も国際的対応に向

けて大きく一步を踏み出した。この改正によって、国内外の資本市場で外国企業と競合関係にあるドイツ・コンツェルンに IAS、GAAP に基づくコンツェルン決算書の作成が許容され、ドイツ法によるコンツェルン決算書の作成義務が免責されることとなった（商法典第 292a 条）。とりわけ、第三篇第四章「特定業種に関する補完規定」のあとに第五章「私的会計委員会（Privates Rechnungslegungsgremium）；会計審議会（Rechnungslegungsbeirat）」が新設され、IASC、FASB に対等しうる民間主導型の会計規準設定機構の導入がはかられ、この法規準のもとで「ドイツ会計基準委員会（Deutsche Rechnungslegungs Standard Committee, DRSC、英文表記は German Accounting Standard Committee, GASC）なる機関が既に創設されているのも注目される。このドイツ会計基準委員会の創設は、ドイツの立法主権と商法会計法の特質（保守主義と基準性原則）を維持しながら、通貨換算、リース取引、セグメント、キャッシュフロー、デリバティブといった未解決の将来事象に対して IAS, GAAP による会計基準（accounting standard）の利用を委員会の勧告・助言を通じて迂回的に適用させる点に積極的意味を有している。

しかしなによりも特徴的なのは、こうした一連の商法改正においてアングロサクソン流の将来予測方式の移入が商法の法規範として図られた点であろう。それらを例示すれば次の規定がある。

- 銀行のベンジオン取引（現先取引の財産対象物の経済的帰属）；商法典第 340b 条
- 一般的銀行リスクに対する準備（特別項目として記載）；商法典第 340f 条、第 340g 条
- 銀行の通貨換算（評価単位の形成と未実現損益の相殺）；商法典第 340h 条
- 保険企業の保険技術上の引当金；商法典第 341e 条
- 保険企業の補償引当金（保険数理上の引当金）；商法典第 341f 条
- 未弁済の保険取引に対する引当金（保険数理上の引当金）商法典第 341g 条
- 保険企業の価格変動引当金（保険数理上の引当金）；商法典第 341h 条
- 資金情報・セグメント情報の開示（コンツェルン附属説明書の拡張）；商法典第 289 条 1 項
- リスク報告（コンツェルン状況報告書における記載）；商法典第 315 条

また、保険企業における保険数理上の引当金規定の設定をきっかけに、商法典第 253 条 1 項の評価規定において「引当金はその基礎となる義務に利子部分が含まれる場合に限り、割引くことができる。」の一文が挿入され、定期金債務だけでなく広く引当金一般に対し

て保険数理による将来予測計算の導入が認められるに至っている。

ドイツの立法当局によれば、これらの新会計規準は、公共性を有する銀行及び保険企業の業種特殊性に依存した特殊規定であり、また、資本市場において国際競争する特定のコンツェルン親企業（取引所上場）のコンツェルン決算書とコンツェルン状況報告書にのみ限定的に適用されるものといわれている。しかし、例示の諸会計事象に対してアングロサクソン諸国で通常ともなっている「経済的実質」指向の将来情報を記載・開示することが今後、一般事業会社にも適用されるのか否かが目下、学説レベルで論議を呼び起こしている。それは、商法典第 264 条 2 項の資本公司に関する一般条項「実質的諸関係に合致した写像」いわゆる真実且つ公正な写像（true and fair view）、業種特有の正規の簿記の諸原則、正規のコンツェルン会計の諸原則（GoK）、正規の状況報告書の諸原則（GoL）との関連の中で各種規定が一般的適用能力を持ち得るのか、また適用しうるとした場合、そのことが中小規模の企業にどう影響するのか、基準性原則を通じて課税所得の算定にも波及しうることといった問題として提起されている。ただし、それらも、伝統的に実定法支配のもとに適法=適正の論理が存在するドイツにあっては、あくまで「法形式」の枠組みの中で「経済的実質」との調整をどのように計っていくのかという将来予測の導入・拡大の議論であって、そこにドイツ的個性は依然として保たれているのが現状といつてよい。

(1) 以下、本章の考察は次の文献を一部、参考にしている。

Arbeitskreise, Externe Unternehmensrechnung/Finanzierungsrechnung ; Grundsätze der Bilanzierung derivativer Finanzinstrument im Währungs- und Zinsbereich, in: 50.Deutscher Betriebswirtschaftler -Tag,Kongresleitfaden,07-08.Oktober 1996.

Gesetzesbeschluß der Deutschen Bundestages / Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG),in: Bundesrat Drucksache 137/98,1998.

Gesetzesbeschluß des Deutschen Bundestages; Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG),in: Bundesrat Drucksache 203/98,1998.

Hans Havermann ; Internationale Entwicklungen in der Rechnungslegung,in:Bilanzrecht und Kapitalmarkt, hrsg.von Wolfgang Ballwieser,Hans Joachim Brokung,Jochen Drukarczyk,

Reinhart H.Schmidt,1994.

Reinhard Prah / Thomas K.Naumann ; Zur Bilanzierung von portfolio-orientierten Handelsaktivitäten der Kreditinstitute,in:WPg,1991.

Selchert,Friedrich Wilhelm; § 252 Allgemeine Bewertungsgrundsätze, in: Handbuch der Rechnungslegung,Kommentar zur Bilanzierung und Prüfung, Band 1a , 4.Aufl., hrsg.von Karlheinz Küting/ Claus-Peter Weber, 1995.

Wiedmann Harald ; Bewertungseinheit und Realisationsprinzip,in:Neorientierung der Rechenschaftlegung, eine Herausforderung für Unternehmer und Wirtschaftsprüfer, Bericht über die Fachtagung 1994 des Institute der Wirtschaftsprüfer in Deutschland,1995.

Wirtschaftsprüfer-Handbuch 1996,Handbuch für Rechnungslegung, Prüfung und Bratung,Band 1,1996.

第5章 商法会計法の資本市場指向の改正

～「資本調達容易化法」の成立に関連して～

はじめに

ドイツでは「国際資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争能力改善および社員消費貸借の受容の容易化のための法律」(1) (以下、「資本調達容易化法」) が1998年4月に施行されたことによって、商法会計法が一部、改正された。この「資本調達容易化法」は既に述べたように、「雇用および投資のためのアクションプログラム」の一部として位置づけられており、主として商法の一部改正を通じて、外国企業に比較して会計法制上、差別的状況にあるドイツ・コンツェルンの負担を軽減し、もって国内外の資本市場におけるドイツ・コンツェルンの資本調達面での競争条件を改善すること、つまり自国コンツェルンの資本調達の容易化にその役割が期待されている。本法律の目的は、商法典第292a条ほかの商法の一部改正によって、ドイツ・コンツェルンの親企業で外国の資本市場に上場し、国際会計基準 (IAS) もしくは外国会計基準 (特に、アメリカの一般に認められた会計原則; US-GAAP) に依拠したコンツェルン決算書 (連結決算書) を作成するものについて、一定の条件のもとで、ドイツ商法に依るコンツェルン決算書の作成義務を免責する点にある。さらに、本法律は、立法化の最終局面で外国だけでなく国内の資本市場に上場する親企業にまでその免責範囲を拡張させたが、それらの措置により、ドイツ・コンツェルンの会計法制上の不利益と過度の負担を回避し、国際的に認められた会計基準に依拠した投資家向けのコンツェルン決算書を通じて国内外の資本市場において競合関係にある外国企業に対する自国コンツェルンの競争能力を高めることに、その立法目的がある。

結局のところ、「資本調達容易化法」それ自体は、ドイツの商法会計法制を変革させるものではなく、資本市場に上場される一部の自国コンツェルン親企業のコンツェルン決算書に対してのみ特例的にドイツ法の適用を免除し、もって自国企業の不利益を解除することにその力点がある。しかし、その立法経過において、ドイツ法制 対 アングロサクソン流の IAS、US-GAAP の構図のなかで、グローバルゼーションに対する適応の錯綜した

状況もみられる。初期の法務省案の段階で、それがドイツの立法権限に抵触する内容を含むのか、慎重性原則、基準性原則（我が国の確定決算主義に類する）に影響を及ぼし、ドイツ固有の保守主義的利益確定規範の変革を迫るものなのか、等に関して各界から厳しい批判が提起され、法務省案の修正を経て、結果的に必要最小限に線引された商法改正案へと収斂していった経緯がある。また、他方において、立法の最終局面に至って、連邦議会の修正により本法律の免責規定（商法典第 292a 条）は 2004 年までの暫定的な時限立法とされ、近い将来、国際会計基準に適応させるべく商法会計法制の抜本的な改正が予定されるなど、国際化へ向けての大きな軌道修正もみられる。我が国でも、目下、国際的調和化に向けて連結財務諸表を中心とした法規制の改正が進行しているが、我が国と近似した会計法制を採るドイツにおけるかかるコンツェルン決算書をめぐる商法改正の経緯は、比較制度研究の観点からも検討する意味は少なくないと考えられる。

そこで、以下では、「資本調達容易化法」に関して、特に商法改正に関わる部分を理由書を含め訳出することによって、ドイツ商法会計の国際化に向けた対応動向を探ってみたい。(2)

第 1 節 「資本調達容易化法」における商法改正の内容

「資本調達容易化法」は、第 1 条 商法典の修正、第 2 条 有限会社法の修正、第 3 条 コンツェルン決算書免責命令の修正、第 4 条 統一的命令順序の回復、第 5 条 施行の「条項法 (Artikelgesetz)」として構成され、それについての理由書が全般部分と個別部分に区分され掲示されている。まず、そのうち第一条商法典の修正を中心に訳出し、今回の商法改正の内容について紹介してみたい。なお、訳出に際し、1998 年 2 月 13 日付連邦参議院印刷物 137/98 の連邦議会法律決議を利用する。

第 1 条 商法典の修正

1. 第 264 条に以下の第 3 項が付加される。

「(3) 第 290 条に基づきコンツェルン決算書の作成義務を負う親企業の子企業たる資本会社は、次の各号に該当するときには、本章の本節、第 3 節および第 4 節の規定を適用する必要はない。

1. 子企業の全社員が、営業年度ごとに免責に同意し、かつその決議が第 325 条に基

- づき公示されたとき、
2. 親企業が株式法第 302 条に基づき損失引受の義務を有するか、またはその義務を任意に引受け、かつその説明が第 325 条に基づき公示されたとき、
 3. 子企業が、本章の規定に基づきコンツェルン決算書に組み入れられたとき、
 4. 子企業の免責が、親企業により作成されるコンツェルン決算書の附属説明書のなかで記載されるとき、
 5. コンツェルン会計に関する規定に従い親企業によって第 325 条に基づき公示されるべき書類が、免責を利用する資本会社の所在地の商業登記所にも提出されたとき。」
2. 第 291 条は、以下のように修正される。
- a) 表題は以下のように表現される。
「欧州連合／欧州経済圏のコンツェルン決算書の免責効果」
 - b) 第 1 項第 1 段および第 2 段において、「経済共同体」という用語はそれぞれ「連合」に置き換えられる。
 - c) 第 2 項第 1 段は、以下のように修正される。
 - aa) 「経済共同体」という用語は「連合」に置き換えられる。
 - bb) 第 2 号は、以下のように表現される。
「2. 免責コンツェルン決算書および免責コンツェルン状況報告書が、連結決算書に関する 1983 年 6 月 13 日付の理事会指令 83/349/EWG (欧州共同体公報 L193 号 1 頁) および会計書類の義務的監査を委任される者の認可に関する 1984 年 4 月 10 日付の理事会指令 84/253/EWG (欧州共同体公報 L126 号 20 頁) との一致のもとで、免責コンツェルン決算書および免責コンツェルン状況報告書を作成する親企業にとり基準となる法律に基づき作成され、かつ認可された決算書監査人により監査されたとき、」
 - cc) 第 3 号において、文字 a) の末尾の「および」という用語が削除され、文字 b) の末尾の句点が、読点そして「および」という用語に置き換えられ、ならびに以下の c) が挿入される。
「c) 免責コンツェルン決算書においてドイツ法から離脱して用いられた貸借対照表計上方法、評価方法、連結方法についての説明。」
 - dd) 第 1 段の後に、以下の段が付加される。
「第 1 段は、第 1 段の残りの条件に抵触することなく、免責コンツェルン決算書および

び免責コンツェルン状況報告書が、信用機関の場合は銀行およびその他の金融機関の年度決算書および連結決算書に関する 1986 年 12 月 8 日付の理事会指令 86/635/EWG (欧州共同体公報 L372 号 1 頁) との一致のもとで、また保険企業の場合は保険企業の年度決算書および連結決算書に関する 1991 年 12 月 19 日付の理事会指令 91/ 674/ EWG (欧州共同体公報 L374 号 7 頁) との一致のもとで作成されれば、信用機関および保険企業にしかるべく適用される。」

3. 第 292 条は、以下のように修正される。

a) 第 1 項は、以下のように修正される。

aa) 第 1 段において、「連邦…大臣」という用語が「連邦…省」に、「経済共同体」という用語が「連合」にそれぞれ置き換えられる。

bb) 第 2 段において、「経済共同体」という用語が「連合」に置き換えられる。

b) 第 3 段において、「経済共同体」という用語が「連合」にそれぞれ置き換えられる。

c) 第 4 項は以下のように修正される。

aa) 第 3 段および第 5 段において、「連邦…大臣」という用語が「連邦…省」にそれぞれ置き換えられる。

bb) 第 4 段において、「連邦…大臣」という用語が「連邦…省」に置き換えられる。

4. 第 292 条の後に、以下の第 292a 条が挿入される。

「第 292a 条 作成義務の免責

(1) コンツェルンの親企業である取引所上場の企業は、第 2 項の要件に合致するコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成し、かつそれを第 325 条、第 328 条に従いドイツ語およびドイツマルクで公示しているときには、本節の規定に基づくコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を作成する必要はない。免責される書類を公示する場合、ドイツ法に基づき作成されていないコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書を対象としていることが明示的に指摘されねばならない。

(2) コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書は、次の各号に該当する場合には作成を免責される。

1. 作成を免責されるコンツェルン決算書に、親企業およびその子企業が、第 295 条、第 296 条に抵触することなく組み入れられたとき、

2. コンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書が

a) 国際的に認められた会計原則に基づき作成されたとき、

- b) 指令 83/349/EWG、および場合によっては信用機関および保険企業に対して第 291 条第 2 項第 2 段で掲げられた指令と一致しているとき、
3. それにより作成された書類の表明力が、本節の規定に基づいて作成されたコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書の表明力と等価であるとき、
4. 附属説明書またはコンツェルン決算書に関する説明に、以下の記載が含まれる場合、
- a) 用いられた会計原則の名称、
 - b) ドイツ法から離脱する貸借対照表計上方法、評価方法、連結方法に関する説明、および
5. 免責される書類が、第 318 条に定められた決算書監査人により監査され、かつ加えて当該決算書監査人により、免責の条件が備わっていることが確認されたとき、
- (3) 連邦法務省は、第 2 項第 3 号にもとづき等価になるために、親企業のコンツェルン決算書およびコンツェルン状況報告書がどの条件を個別に満たさなければならないのか、連邦大蔵省及び連邦経済省との協議の上、法規命令によって決定することができる。これは、適用すれば等価性が与えられる会計原則を指示する様式でも行うことができる。
5. 第 331 条第 3 号において、「第 291 条に従い」という記載が「第 291 条、第 292a 条に従い」という記載に置き換えられる。
6. 第 340a 条第 2 項において、第 3 段の後に以下の段が付加される。
- 「第 264 条第 3 項は、信用機関が、上述の条件のもとで第 2 章第 4 節の規定を用いる必要がないということを基準に適用されねばならない。」
7. 第 341a 条第 2 項において、第 3 段の後に以下の段が挿入される。
- 「第 264 条第 3 項は、保険企業が、上述の条件のもとで第 2 章第 4 節の規定を用いる必要がないということを基準に適用されねばならない。」

第 2 条～第 4 条 省略

第 5 条 施行

本法律は公布の翌日に発効する。商法典第 292a 条は 2004 年 12 月 31 日付で失効する；本規定は遅くとも 2004 年 12 月 31 日に終了する営業年度まで適用されねばならない。

第 2 節 「資本調達容易化法」の立法理由

1. 1996年政府法案における商法改正の理由

さて、先に述べたように「資本調達容易化法」は、5つの条項からなるいわゆる「条項法」の形式を採り、それに法改正の理由書も掲示される。このうち、1996年11月の政府法案に付された理由書と1998年2月の修正法案に付された法務委員会報告書（決議勧告の理由）は、本法律の立法の背景と枠組みを知る上での第一次資料として高い価値を有していると考えられる。そこで、次にまず、1996年政府法案に付された理由書の全般部分につき、1997年3月6日付連邦議会印刷物13/7141を訳出し、商法改正の背景と枠組みについての紹介を試みたい（なお、見出しの番号は便宜的に変更）。

政府法案理由書 全般部分

I はしがき

この法案は、雇用および投資のためのアクションプログラムの一部である。

II 外国資本市場での競争条件の改善（商法典の修正）

1. 契機

(1) USAにおけるドイツ株式の取引所認可

ダイムラーベンツ株式会社は、1993年10月5日付のニューヨーク証券取引所上場以来、証券取引委員会～アメリカ合衆国の証券監督機関～に、フォーム20-Fに基づく報告書を毎年、そして誰もが閲覧可能な中間報告書を半年ごとに提出する義務を負っている。これにはとくに、上場企業に対するアメリカ合衆国の会計規定（US-GAAP）に基づく監査済コンツェルン決算書あるいはドイツ・コンツェルン決算書とUS-GAAPとの調整計算表の呈示が含まれる。以来、半年ごとに公表された調整計算表は、利害関係集団に世界規模で、アメリカ会計とドイツ会計との相違を顕にした。ダイムラーベンツ社が、1993年度に、US-GAAP基準で1839百万DMの損失を、そしてドイツ法基準で615百万DMの年度剰余額を公表したとき、世界的な非難を浴びた。ドイツ・コンツェルン会計法に依る会計政策上の裁量余地が広範であることが明白になったため、ドイツ・コンツェルン決算書は、これまで以上に、世界規模で不信の念を抱かれることになった。

ドイツに住所を有するそれ以外のコンツェルンが、ニューヨーク証券取引所における取引所認可を目指している。

異なる貸借対照表計上規定および評価規定に基づいて2組のコンツェルン決算書を作成

することは、当該企業には過度な負担であり、それ以上に投資家を混乱させることになる。いずれにせよ、それはより望ましい情報をもたらすものではない。少なくとも 10 社の世界的に活動するドイツ企業は、既に数年前から USA における取引所認可に向けて努力したが、このような理由からそれを断念した。

(2) 国際会計基準委員会 (IASC) の国際会計基準 (IAS) に基づくコンツェルン決算書
バイエル株式会社、シェーリング株式会社、ハイデルベルク・セメント株式会社といった国際的な活動を行う一連の企業は、1994 営業年度以降、IAS をそれがドイツ法と一致する限りにおいて適用し、自身のドイツ・コンツェルン決算書を作成している。決算書監査人は、コンツェルン附属説明書における補足的説明を考慮したうえで、コンツェルン決算書が一定の IAS にも合致していることをその都度、確認している。IAS によれば、これまで、結果的に IAS に合致するように、ドイツ法上の選択権を行使することは可能であった。しかし、今後これを行うことは益々難しくなる。なぜなら、1995 年 1 月 1 日以降、これまで可能であった一連の大陸ヨーロッパ的な選択権は既に認められず、後述するように、IOSCO により誘発された US-GAAP への調整が 1998 年まで年々進むことにより、この傾向が次第に強まるからである。1995 年度にドイツ銀行は、独自の判断において、IAS に無条件に合致し、そのためドイツ法から離脱したコンツェルン決算書を公表した。ドイツにおいてかかるコンツェルン決算書に免責効果が付与されない限り、ドイツ銀行は、他のコンツェルン親企業と同様、今後もドイツ・コンツェルン決算書を作成しかつ公示しなければならない。ドイツ銀行は、自身の株主に対して、不要な混乱を避けるため、要求に沿ってそれを行おうとしているにすぎない。

2. 国際的調和化の現状

(1) IOSCO と IASC の共同作業

私的な発議に基づく IASC は、会計士団体の世界的提携機関として、その会員の専門知識およびその偏りのない作業方法からみて、世界的に利用可能な会計基準を開発するのに適している。ドイツの会員は経済監査士協会 (IdW) である。ドイツ経済界の中央組織が IdW と協調して、IASC の理事会に代表を送ったことによってドイツ企業もまた IASC の勧告の対象となった。もともと、IASC は、依然としてその勧告を世界的に実施する権限も可能性も有していない。しかし、将来的には、IOSCO との共同作業にもとづいて、この状況は変わりうる。

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、国家によりあるいは私法上組織化された証券監督当

局の世界的組織である。1987年、IOSCOはIASCに対して、加盟国の証券監督当局が、外国企業の取引所認可目的のためにIAS基準で作成されたコンツェルン決算書を追加的要件もなく、以下のような条件で受け入れることを勧告するよう提案した。その条件とは、IASが完全に完結した体系を持つものにし、多数の選択権を制限し、そして投資家のニーズに合わせるまで要求を高めるというものである。

合意された共同作業に基づき、IASCは、1993年の11月に、10個のIASのうち、これまで大陸ヨーロッパ諸国のためにEU会計指令を下敷きに認めてきた選択権をかなりの部分削減した。今では、1995年1月1日から適用されるIASのうち6つが、ドイツの慎重性原則と部分的に調和しうるにすぎない（IAS第2号、第8号、第9号、第11号、第18号、第21号）。

IASCとIOSCOは、1995年に、タイムプランに基づき、創設されるべきもしくは修正されるべき16のIASの内容に関して合意した。IOSCOがその勧告を1999年1月1日に宣言できるように、IASCは1998年6月までにIOSCOの要請する修正を行う予定である。そのため、1999年以降、国際的に活動する企業に対してIAS基準で作成されるコンツェルン決算書を上場目的に利用することが世界的に認められることが十分見込まれる。

(2) EU

EU委員会は、1995年11月23日の域内市場理事会において、会計規定を調和化する場合、委員会が将来、別の政策を実行するということを報告した。EU委員会は、マーストリヒト条約にもとづく補完性原則および均衡原則を遵守して、新たな法規定もしくは既存のEU規定の修正を、今後、可能な限り回避するつもりである。委員会の見解によれば、国際的な資本市場の上場を目指すヨーロッパ企業の差し迫った問題を解決するために、委員会が世界的に利用可能なコンツェルン決算書をめぐるIASCの努力を支援することである。EU会計指令とIASが、特定の部分において相互に調和しないことが明らかになれば、EU委員会は、絶対に必要とされる場合は、指令の修正を提案してそれに要する立法手続きをとる予定である。EU委員会のなかに会計指令に基づき設けられた連絡委員会は、さほど重要でない2つの例外を除いて、EU会計指令とIASとの間にその適用が対立するような矛盾はこれまでのところ存在しないことを確認した。それ故、国内レベルで、IASの適用が可能になるように国内法が修正されるべきかどうか判断されねばならない（1996年4月1日付印刷物96-XV/7003/DE）。従って、EU会計指令は、IASの無制限の適用と対立するものでない。

EU 指令と IAS が合致するという確認は、同時に、EU 会計指令が USA で認められた会計方法 (US-GAAP) とともに基本的に合致し得るという仮定を導くことになる。US-GAAP は、動態論的な会計処理原則を強く求めるイギリスの会計実務よりもドイツの慎重性原則にもっと近い関係にある。会計処理のその様式も EU 会計指令と一致しており、しかも US-GAAP は非常に保守的であるため、その限りにおいてもまた、EU 指令との間に問題は生じないと解される。

3. ドイツ法に対する帰結

(1) 慎重性原則の保持

上のような展開に基づくと、IAS の改訂の枠組みでは、ドイツの象徴たる慎重性原則が将来、国際的に制限的に実施されるということが推測される。それ故、ドイツ法が慎重性原則に離反した原則を認めない限り、該当企業は、USA における完全な上場のケースにおいて、今後も少なくとも調整計算表を公示しなければならない。こうした状況は、IAS を適用するにあたり、主要な証券監督局がその基準を受け入れるときにはなおさらに悪くなる。

ドイツの慎重性原則は保持された。これは税務上の利益決定に対する商事貸借対照表の基準性に基づいている。慎重性原則の放棄は中規模経済が不利になるということにとどまらない。従って、それが放棄もしくは制限されるようなことにはならない。

国内法の IAS への適合は、部分的に要求されるとはいえ、コンツェルン会計についても問題にはならない。なぜなら、税務上の利益決定に対する基準性が存在しないにもかかわらず、コンツェルン決算書を作成する親企業の多くはコンツェルン決算書において慎重性原則を放棄する準備をしていないからである。しかも、外国の資本市場を利用する少数の非常に大規模な企業が、コンツェルン決算書に対して個別決算書に対するものとは異なる会計規制を用いる義務を負わねばならないことは、そうすることが追加的コストと結びつくために、理解を示す親企業もごく僅かであろう。その場合、かかる規制が個別決算書に対してまで影響する危険は、もはや確実に排除できないであろうとしてもである。

(2) 内国法人の差別的状況

今日、USA で上場されている EU の他の加盟国に住所を有する企業は、既に、国内規定の免責のもとで、US-GAAP 基準のコンツェルン決算書をヨーロッパのコンツェルン会計法との調整計算表なしで作成している。EU の連絡委員会が EU 会計指令と IAS との一致を確認したことにより、このような実務は一層増大するだろう。US-GAAP 基準で作成

された外国企業のコンツェルン決算書は、EU 法に依ると、上場目的については、ドイツにおいて容認されねばならない。さらに、その決算書はコンツェルン決算書免責命令に基づいて、免責決算書として利用することができる。その場合、当該決算書は、ドイツに住所を有する親企業がドイツ法に基づき作成すべき部分コンツェルン決算書に代用される。それにもかかわらず、ドイツ企業にとってこの可能性は従来、閉ざされていた。従って、かかる観点でもまた、連邦政府は、この内国法人が差別化される形態は継続されるべきではないという見解を持っている。

(3) ドイツの立法権限

外国の資本市場におけるドイツ・コンツェルンの競争能力の利害のため外国の会計原則を許容することは、ドイツの立法主権を制限するものではなく、また立法主権を外国へ委ねるものでもない。ドイツの立法者は、常に、外国の規定を制限あるいは取り消すことができる。従って、外国における特定の規制を指示する意図はないため、外国法への違憲となる指示は存在しない。連邦政府は、外国規定の適用がドイツ・コンツェルン法に依るものと表明力に関して等価の決算書を導くという前提のもとで、特別の場合、ドイツ法上の一定の会計処理規定の免責を提案しているにすぎない。かかる決算書は、ドイツ・コンツェルン決算書とみなしてはならない。内国法人の不利益と過度な負担を回避するために、ドイツ・コンツェルン決算書が免責されるのである。

外国の立法者およびそれ以外の機関が、ドイツのコンツェルン法に影響を及ぼすかもしくはドイツ・コンツェルンに対してコンツェルン貸借対照表の作成について強制規定を施す余地は存在しないため、ドイツの立法者の権限は、ドイツ・コンツェルンが望む外国資本市場の利用のために外国の規制に服することのない限り、委譲されない。個別のケースでは、ドイツにおける登記裁判所および証券監督当局が、免責効果が付与されたコンツェルン決算書の表明力がドイツ・コンツェルン決算書と等価のものであるかどうか判断しなければならない。これまで、US-GAAP あるいは IAS に基づき作成されたコンツェルン決算書とドイツ・コンツェルン決算書との等価性は、コンツェルン決算書免責命令の枠内ではまったく問題となることはなかった。この判断を修正すべき根拠は見あたらない。

4. 解決案

以上の状況のもとで、EU のその他の加盟国においてすでに実践されている解決策が考えられる。それは、資本市場の利用のために US-GAAP、IAS もしくはそれ以外の一般に認められた諸規定に基づき作成されたコンツェルン決算書を免責効果を与えて容認すると

いうものである。ドイツに住所を有する企業に対して、連邦政府が提案する解決策は、商法典第 292 条に倣って免責規定を定めることである。少なくとも異なる国の資本市場を利用するドイツ・コンツェルン指揮企業は、今後、以下のことが可能になる。

(1) 当該企業は、US-GAAP もしくは IAS に基づくコンツェルン決算書を、EU 会計指令の強制規定を遵守したうえで作成し、かつそれを免責効果によってドイツ国内でも利用することができる。その結果、当該企業はドイツ・コンツェルン決算書をもはや作成する必要がなくなる。

(2) 当該企業は、従来どおり、ドイツ・コンツェルン決算書を作成し、それを必要な限り、US-GAAP との調整計算表およびその他の記載で補足することができる。

(3) あるいは、当該企業はドイツ・コンツェルン決算書をそのままの形態でおくこともできるが、しかし、当該企業は、これまでのように、特定の外国の資本市場を利用できないか、その利用についての制限を被ることを甘受しなければならない。現在、これは、とくに、USA の資本市場への完全な上場のケースにあてはまる。予想される IOSCO による IAS の支持にもとづいて、1999 年には、さらに別の主要な資本市場がこれに加わるかもしれない。

III. 有限会社法の修正に対する全般部分

(省 略)

IV. 費用

上述の第 1 条の修正は、とくに、当該コンツェルンが法律上、将来定められる目的のために、国際的な会計原則に基づくコンツェルン決算書を作成する際、とくに、商法典の規定に基づく追加的なコンツェルン決算書の作成が免責されるならば、受益される企業にとって明らかな費用の節約を導くことになる。連邦、州、地方自治体に費用負担はない。

個別物価、物価水準、とくに消費者物価水準に対する影響は、当該企業にとり新規定による追加的な費用が生じないため見込まれない。

2. 1998 年法務委員会報告書における商法改正の理由

さて、「資本調達容易化法」は、1996 年連邦政府法案を本年、連邦議会において大幅に修正させて成立した。その主たる修正点は次の 2 つである。

(1) 商法典第 292a 条の適用範囲を修正し、外国の資本市場を利用する親企業だけでなく、国内も含めてすべての取引所で上場される企業に免責規定を拡大して適用させた。

(2) 商法典第 292a 条の免責規定を時限立法とした。

以下では、法務委員会の連邦議会に対する決議勧告に付された理由書（1998 年 2 月 12 日付連邦議会印刷物 13/9909）の必要部分を訳出し、上の政府法案の修正理由について紹介してみよう。

法務委員会決議勧告の理由（全般理由の抜粋）

法務委員会では、ここ数年来の中間解答として政府案の商法典第 292a 条で採られたコンセプトに対して賛同することに意見の一致をみた。一定のドイツ企業には、国際的に認められた諸原則に基づき免責効果を伴うコンツェルン決算書を作成し、かつ公示することが認められるべきである。この場合、かかる決算書の免責効果により、該当企業は、ドイツ国内法に基づくコンツェルン決算書を追加的に作成し、かつ公示する義務が免除されることになる。ただし、法務委員会は、資本調達容易化法でもって実現される、国際的に認められた会計基準に基づき作成されたコンツェルン決算書の容認は、過渡的な解決策にすぎないことを強調した。将来的には、国際基準に国内コンツェルン会計規定の適合することはさげられない。かかる適合を準備するため、そして国際的な会計委員会においてドイツを代表するため、場合によっては、企業領域におけるコントロールおよび透明性に関する法律のもとで、独立した経済人からなる会計審議会（Rechnungslegungsbeirat）が設けられるべきである。

加えて、法務委員会は、連邦法務省により採られたコンセプトに伴い、該当企業に選択権を認めることをとくに支持した。これは、そうした企業に最大限の弾力性を与えるものである。

さらに、免責可能性がコンツェルン決算書に限定されねばならないという点に関して、法務委員会は政府案と見解が一致している。利益配当そして一税務上の利益決定に対する商事貸借対照表の基準性原則を通じて一企業課税の基礎となる個別決算書へ波及することはありません。

しかし、法務委員会は、免責規定が外国の資本市場を利用する企業のためにのみ役立てられるべきという見解ではない。外国の資本市場の利用に関連づけることで、国内の資本市場のみを利用するドイツ親企業については、免責規定の利用が妨げられることになる。

しかし、かかる企業にも、包括的かつ国際的に比較可能な情報に対する外国の資本提供者のニーズに対応するために、国際的に認められた会計諸原則に基づくコンツェルン決算

書を作成する要請は存在しうる。この場合、取引所上場命令第 21 条以下の諸規定、とくに第 22 条第 4 項に基づいて、取引所上場にあたり国際基準によるコンツェルン決算書を提出することが可能な外国企業と、ドイツ企業が国内の取引所においても競合している点を考慮しなければならない。さらに、新規市場（Neuer Markt）」で自身の株式が売買されるドイツ企業は、コンツェルン決算書を US-GAAP に基づくか、もしくは IAS を適用した上で作成しなければならない。かかる要求を満たすため、政府案で提案された免責規定は、専ら国内の取引所に上場されるすべての企業にまで広げて適用された。

政府案で提案された規定において、国際領域では、取引所上場企業の場合、アングロアメリカの諸規定、とくに IAS および US-GAAP が圧倒的に受け入れられるという点が考慮されている。これに対して、ドイツ法に基づくコンツェルン決算書の国際的承認は確かに欠けている。かかる状況により、立法者の素早い対応と即座の解答が求められている。資本調達容易化法に対する政府案は、そのことを考慮に入れている。国際的な競争能力を呈示するため、企業に必要な手だてが講じられる。

もつとも、政府案とは対照的に、法務委員会は商法典第 292a 条に期限が付されるべきという見解である。法務委員会は、この場合次のことを考慮した。

国際基準に対して、とくに取引所上場企業にとって国内会計規定を望ましく適合することは、そうした措置とそれに結びつく審査および討議に要する費用が決定的に意味を持つため、今回の議会任期中にはもはや不可能である。さらに現時点で、さまざまな会計担当者組織の国際的な共同作業に基づいて作成される国際会計基準（IAS）の開発ははまだ完了しておらず、かかる理由からも国内のコンツェルン会計規定の適合は、目下のところ現実的でないように思われる。ただし、法務委員会は、連邦政府が次の議会任期中に、遅くとも 2004 年の法律期限までに達成されるドイツ・コンツェルン会計規定の適合案を作成することを期待して表明するものである。

加えて、資本調達容易化法をもって既に、会計委員会（Rechnungslegungs-gremium）の承認もしくは創設のための法規定が実現されるなら、法務委員会はそれを歓迎するであろう。つまり、法務委員会はドイツにおける会計委員会の創設を不可欠なものとなしてきたのである。これは次のような理由による。

近年、国内の基準設定主体が存在しないため、国際基準の設定プロセス、とくに IASC に対するドイツの影響力があまりにも及ばないという批判が高まっている。IASC それ自体は、国内の基準設定委員会との共同作業を強めることを明確に定めた新たな構想を呈示

した。これらの理由から、ドイツにおける会計委員会の創設ができる限り早期に求められる。そうなればまさに、将来、格別のドイツの影響力が IASC において保証される。国内の会計委員会の設立に即座に取り組まないなら、ドイツの影響力が十分に及ぶことのない、国際的な基準設定作業がさらに進行するおそれがある。

この場合、民間主導で会計委員会の創設が実現されるなら、これは大きなメリットである。これは、国際慣行に合致する。国内では、技術的な規格設定の領域において社団法人ドイツ工業規格協会 (DIN) が認められている。そのような民間機関のかわりに、経済界がみずから主導してかかる基準設定機関を設立することを期待し、立法者は枠組みのみを定める。もちろん、会計委員会の設立を民間機関が担わないと言う可能性がないともいえないため、別途、法務省に会計審議会を創設するという二次的解決策も考えられる。

法務委員会は、「企業領域におけるコントロールおよび透明性に関する法律 (KonTraG)」の草案に盛り込まれうる、相応の法律上の解決案を呈示するよう連邦政府に求めた。

第3節 今後の商法改正の動向に関して

～「企業領域統制・透明化法」に関連して～

以上において、1998年4月をもって施行されたドイツにおける「資本調達容易化法」に関して、特に商法改正の内容を理由書の必要と思われる部分も含めて紹介してきた。既に述べたように、今回の「資本調達容易化法」それ自体は、従来のドイツ商法会計法制に対して本質的な改革を促すものでない。資本市場のグローバル化を背景に、国内外の資本市場で外国企業と競合関係にあるドイツの親企業に、外国企業と同等の基準にたつコンツェルン決算書の作成とそれに伴うドイツ・コンツェルン決算書の作成義務を免責を認める例外措置を暫定的に商法上、加えたものにすぎない。したがって、商法改正は個別企業の年度決算書には及ばず、あくまで連結レベルのそれも特定のドイツ・コンツェルンの親会社に対する会計規制に限られ、保守主義的なドイツ商法会計法制の特徴は基本的に現時点でもかわるところはない。ただし、「資本調達容易化法」の立法経過と近い将来、予定される商法の抜本的改正において、国際的調和化に向けた商法会計法制の大きな取り組みの変化がみられるのも事実である。とくに、「資本調達容易化法」と同時進行して連邦議会において審議、決定をみた「企業領域における統制及び透明性に関する法律」(以下、

「企業領域統制・透明化法」(3)では、「資本調達容易化法」の求める「相応の法律上の解決案」(法務委員会理由書)を商法の一部改正によって現実のものとしている。「企業領域統制・透明化法」は、株式会社の監査役会、決算書監査制度の見直しやストックオプション、自己株式取得の規制等に関わる株式法、商法典、協同組合法の改正を通じて、主として株式会社の企業統治(コーポレート・ガバナンス)に関連した諸法規の改正を目的とした法律であるが、そこでは、民間機関の主導による会計委員会の創設、法務省における会計審議会の設置という「資本調達容易化法」の提起した問題を具体的に商法改正により実現するなど、その内容は「資本調達容易化法」とともに今後のドイツ商法会計の国際化に向けた対応動向を考察する上で、極めて重要な意味を有している。(4)

- (1) Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG)
- (2) 「資本調達容易化法」の成立に至るまでの各立法資料は、次のものにより公開ないし紹介されている。
 - (a) 1996年6月7日付の連邦法務省による予備法案
Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz (Entwurf), in: Die Wirtschaftsprüfung, Heft 15/1996, S.564-S.568.
 - (b) 1996年11月27日付で閣議決定、12月20日付で公開された政府法案
Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG), in: BMJ 3507/17 (27.11.1996) und in: Bundesrat Drucksache 967/96 (20.12.1996).
 - (c) 1997年3月6日付の連邦参議院の政府法案への意見とそれに対する連邦政府の見解
Gesetzentwurf der Bundesregierung ; Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG), in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/7141 (06.03.1997).
 - (d) 1998年2月12日付の修正政府法案に対する法務委員会の決議勧告および報告書

Beschlußempfehlung und Bericht des Rechtsausschusses zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung ,in:Deutscher Bundestag Drucksache 13/9909 (12.02.1998).

(e) 1998年2月13日付で連邦議会により可決された修正政府法案

Gesetzesbeschluß der Deutschen Bundestages / Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz – KapAEG) ,in: Bundesrat Drucksache 137/98 (13.02.1998).

(f) 1998年3月6日付の両院協議会の召集と3月27日付連邦参議院の決議

Anrufung des Vermittlungsausschusses durch den Bundesrat, in: Bundesrat Drucksache 137/98 (06.03.1998), Beschluß des Bundesrates, in: Bundesrat Drucksache 279/98 (27.03.1998).

(3) 「企業領域統制・透明化法」の内容とその立法理由に関しては次を参照。

(a) Gesetzentwurf des Bundesregierung ; Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) ,in: Drucksache 13/9712 (06.11.1997).

(b) Gesetzesbeschluß des Deutschen Bundestages/ Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) ,in: Bundesrat Drucksache 203/98 (06.03.1998).

(c) Beschlußempfehlung und des Rechtsausschusses (6. Ausschuß) zu dem a) Gesetzentwurf der Bundesregierung Drucksache 13/9712- Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG), b) Gesetzentwurf der Abgeordneten Hans

Martin Bury, Dr. Uwe Jens, Anke Fuchs (Köln), weiterer Abgeordneter und der Fraktion der SPD, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung von Transparenz und Beschränkung von Machtkonzentration in der deutschen Wirtschaft (Transparenz- und Wettbewerbsgesetz),

c) Gesetzentwurf des Bundesrates Drucksache- 13/9716 Entwurf des Gesetzes zur Steigerung der Effizienz von Aufsichtsräten und zur Begrenzung der Machtkonzentration bei

Kreditinstituten infolge von Unternehmensbeteiligungen, d) Antrag der Abgeordneten Margareta Wolf (Frankfurt), Antje Hermenau, Kristin Heyne, Oswald Metzger, Simone

Probst, Christine Scheel, Werner Schulz (Berlin) und der Fraktion BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN- Drucksache 13/7737- Begrenzung der Bankenmacht und Verbesserung der

Unternehmenskontrolle- Voraussetzung für mehr Transparenz und Innovation, in: Deutscher Bundestag Drucksache 13/10038 (04.03.1998).

- (4) 「企業領域統制・透明化法」は、商法典第3篇第4章の後に、第5章「私的会計委員会；会計審議会（Privates Rechnungslegungsgremium; Rechnungslegungsbeirat）を新設し、第342条において連邦法務省が私法上組織した機関として、1. コンツェルン会計に関する諸原則の適用についての勧告を開発し、2. 会計規定の立法措置に際し連邦司法省に助言し、3. 国際的会計基準設定機関においてドイツを代表する任務を委任する私的会計委員会の設置を承認し、さらに第342a条においては、第342条でいう私的会計委員会に代替するものとして、連邦法務省のもとに会計審議会を設置することを認めている。この会計審議会は、会長として連邦司法省の代表1名、連邦財務省、連邦経済省の代表各1名、企業代表4名、経済監査を行う職業人の代表4名、大学教授の代表2名の計13名から構成され、必要に応じて専門委員会と作業部会を設定することが可能とされ、我が国の「企業会計審議会」と類似した組織となっている。これら私的会計委員会、会計審議会の設置はパブリック・セクターによる立法権限に抵触することなく、コンツェルン決算書に限定し、資本市場を指向するIASないしUS-GAAPに対して国際的適用する途を開くものとして位置づけられている。しかし反面、こうした立法的措置、とりわけ私的会計委員会の創設は、IASないしUS-GAAPの正規の簿記の諸原則（GoB）化を促進しそれがコンツェルン決算書だけでなく個別の年度決算書、さらには基準性原則を介して税務貸借対照表にまで影響を及ぼし、一世紀を費やし発展してきたドイツの会計法制に不利益をもたらすのではないかという危惧も少なからず指摘されている。

